

I 検証委員会設置までの経緯

(1) 事案の概要と経緯

西荻窪地域の複数の商店会が共催して実施した「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」において、「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金（平成 29 年度まで）」及び「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（平成 30 年度以降）」を商店会が不正に受給していた疑いがあることについて、東京都（以下「都」という。）から区に対して、平成 31 年 4 月中旬に情報提供があった。

この補助金は、区が商店会に対して補助対象経費の 6 分の 5 を支給するものであるが、区が商店会に対して補助した場合には、補助対象経費の 2 分の 1 を、都が区に対して「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金（平成 29 年度まで）」及び「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（平成 30 年度以降）」として支出し、区の負担を軽減することとなっている。

都の指摘内容を基に区（産業振興センター（以下「センター」という。））で調査したところ、大きく 2 点の不正・不適切な事実が判明した。

1 点目は、領収書の偽造で、支払先から白地領収書を受領し自ら水増しした金額を記載する手法により、「西荻おわら風の舞」において、平成 26 年度から 30 年度までの毎年度 1 通の計 5 通、「ハロー西荻」において平成 30 年度 1 通の偽造が行われており、この偽造による補助金の過支給額は合計で約 117 万円（令和元年 7 月 25 日時点）に上っていた。

2 点目は、協賛金の収入未計上で、イベント開催に際して得た協賛金はイベント収入として補助金の対象経費から差し引かなければならないところ、平成 26 年度から 30 年度までの間、イベント実施団体ではない西荻窪商店会連合会（以下「西商連」という。）が協賛金を集めた形をとることによって、これをイベント収入に計上せず、両イベントともに補助金を不正に多く受給していた。これによる補助金の過支給額は合計で約 846 万円（令和元年 7 月 25 日時点）であった。

(2) 東京都からの返還請求への対応

これらの区の調査により判明した事実を踏まえ、令和元年 7 月 10 日に都から区に対し、この間のイベント事業に係る全補助金額約 1,925 万円の返還請求があり、区では、令和元年 8 月 1 日に招集された区議会臨時会において、返還に伴う都への違約加算金相当額を含む約 2,423 万円を令和元年度杉並区一般会計補正予算（第 2 号）に計上し、可決された後、令和元年 8 月 6 日に補助金を返還し、その後、令和元年 9 月 6 日に違約加

算金約 497 万円を都に返還した。補正予算の議決に際しては、区議会議員 32 名を提出者とする付帯決議案が提出、可決された。（P25「資料 1」を参照）

なお、都の返還請求は、補助申請内容の一部の瑕疵を理由に補助決定全てを取り消し、全額の返還を求めたものであるが、実際に事業自体は行われており、補助金支給の目的（「広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与すること（都要綱）」）を達成していた。都の返還請求はこの点を全く考慮しておらず、裁量権の踰越を裁判で争う考え方もあったものの、裁判が長期化し、敗訴した場合、高額の違約加算金（年 10.95%）を負担することになるリスクや、その間の他の同種補助金への影響等を勘案し、返還請求に応じることとしたものである。

Ⅱ 検証委員会の設置

(1) 設置の経緯と委員構成

区では、当初、主として補助金の所管であるセンターの管理職を中心として不正の解明に向けた調査を行ってきたが、令和元年 7 月 17 日からは庁内管理職等に調査メンバーを拡大・強化した。さらに、補正予算議決時における附帯決議を踏まえ、弁護士、公認会計士を外部有識者として加え、令和元年 8 月 2 日付けで「杉並区商店会に関する補助金検証委員会」設置要綱を制定し、新体制の下に検証作業を開始した。委員会は、両副区長、関係管理職等 7 名の委員から成る本部会の下に、第一作業部会（関係職員への事情聴取）、第二作業部会（申請書等の確認及び商店会関係者への事情聴取）を設け、調査実務に当たることとした。（P26「資料 2」を参照）

(2) 設置目的と所掌事項

平成 26 年の都の補助金検査において、平成 25 年度「ハロー西荻」について、協賛金を補助対象経費から差し引いていなかったことが不適切とされ、補助金の一部を返還する事案があった。

検証委員会では、こうした事案がありながら、何故、平成 26 年度以降、協賛金の収入が未計上となったのかなど、これまでの所管の調査では、十分に明らかにならなかった点を、必要に応じてヒアリングの対象範囲を広げるなどして、深掘した調査を行うこととした。

要綱に規定する検証委員会の所掌事項は次のとおりである。

- ・各商店会から提出されている補助金申請、実績報告書等書類の調査、検証に関する事項
 - ・事案の処理に対する職員等の聞き取り調査、事実確認に関する事項
 - ・不正又は不適切な事案に係る商店会に対する返還請求に関する事項
- (P26「資料2」を参照)

(3) 検証に際しての基本的視点

区においては、暮らしやすく快適で魅力あるまちづくりの一環として、商店街が地域の安全安心な生活支援拠点となり、地域活性化の核となることを目指し、その支援に努めてきた。また、平成24年度に設立した、センターにおいて、区と産業経済団体が同じ施設の中で日常的に意見交換を行うことに加え、センター関係機関連絡会の場を活用して恒常的に区内の産業振興に係る課題を共有することにより、区内産業の振興を促進してきた。センターには杉並区商店会連合会（以下「杉商連」という。）も入居しており、区は相互の強い信頼関係のもとに、一体となって商店会の活性化に取り組んできたところである。今回の事案は、こうした信頼関係を根幹から揺るがすことはもとより、区民の区政への信頼低下にもつながることであり、徹底的に検証、対処する必要がある。

このような認識に基づき、事案の全容解明と不正の責任を明確にし、区民の区政への信頼回復と再発防止を図ることに意を用いた。

(4) 検証の方法

検証に際しては、委員会設置前に明らかとなっている事実等を整理・確認したうえで、外部有識者（弁護士、公認会計士）から助言を得ながら、関係者からの事情聴取等（ヒアリング・文書照会）、関係帳簿類（収支決算報告書、現金出納帳、科目別元帳並びに「ハロー西荻」・「西荻おわら風の舞」の実績報告書・西商連の決算書等）の検査を行った。また、「ハロー西荻」、「西荻おわら風の舞」以外の平成30年度の補助事業（イベント・活性化）についても関係帳簿類の検査を行った。検査結果のまとめにあたっては、外部有識者の意見を参考にした。

なお、これらの検証作業は、強制力を有するものではないことから、関係者の任意の協力に基づくことを前提とした。

Ⅲ 補助制度と事業の概要

(1) 補助制度

① 目的

区においては、商店会の活動を支援する制度として、平成 15 年度から都の制度に合わせて「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」を創設した。

平成 30 年度からは、都・区の補助率や上限額等主要な内容は変更せず、商店会等の要望に応じて、補助メニューを増やした「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」を中心に商店会の諸活動を支援してきた。

この補助制度の目的は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することである。

(「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」(以下「区要綱」という。)(P32「資料4」を参照)

なお、都要綱との整合性を図るため、区の要綱は毎年度、都に提出している。

② 交付対象及び補助スキーム

補助金の交付対象は、区要綱第3条に規定している。

区要綱に基づく補助金は、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」平成29年度まで「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱」(以下「都要綱」という。)に基づき、都は、区に対して、都の負担分を支給し、区は、区要綱に基づき、商店街に対して都と区の負担分を合わせて支給するいわゆる間接補助である。

補助金の額は、区要綱第4条及び都要綱第5条に規定している。

この補助金は、区が商店街に対して補助対象経費が100万円以下の場合、補助対象経費の6分の5を支給するものであるが、区が商店街に対して補助した場合には、補助対象経費の2分の1を、都が区に対して都要綱に基づき補助金を支出し、区の負担を軽減することとなっている。

イベント事業は、1商店街当たり1箇年度に2回までとする。また、法人格を有する商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から3箇年度に限り、1商店街当たり1箇年度に3回まで申請することができる。(ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まない。)

(P32「資料4」を参照)

(補助スキーム)

ア 1 商店街の補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率2/3
(補助限度額300万円)

東京都1/3	杉並区1/3	商店街1/3
--------	--------	--------

イ 1 商店街の補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率5/6

東京都1/2	杉並区1/3	商店街1/6
--------	--------	--------

(2) 「ハロー西荻」事業について

① 実施主体 (平成 30 年度)

西荻南銀座会 (代表商店会) ほか 21 商店会 (西荻窪北銀座銀商会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻東銀座会、西荻平和通り会、西荻ステーション街商店会、西荻窪銀座会、西荻窪駅南通り会、西荻一番街商店会、西荻北銀座本町会、西荻南口仲通り会、サカエ通り会、五日市通り商店会、松庵商店会、神明通り共和会、西荻北銀座商友会、西荻窪南本町会、西荻南駅前商店会、宿町商興会、西荻東三條通り伸興会、女子大通り商和会、広小路親栄会)

※「ハロー西荻」・「おわら風の舞」は、代表商店会を中心とする共催事業であり、代表商店会は、参加商店会からの負担金その他の収入を資金としてイベントを実施する。事業終了後、代表商店会は、区へ実績報告書を提出する。
区は、実績報告書の審査を行い、適正であれば、区の補助金を代表商店会に支給する。補助金は、代表商店会から参加商店会に対して分配される。
なお、西商連のような法人格を持たない地区の商店会連合会は、補助対象としない。(P49「資料6」を参照)

② 事業実績

平成 30 年度の「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書」に記載された事業の内容は、次のとおりである。(実施日平成 30 年 5 月 26・27 日)

ア 事業の具体的内容

- ・ポスター1,100枚、チラシ10,000枚、スタンプ冊子16,000部、WEBサイトを作成し、イベントを周知した。
- ・オープニングセレモニー
- ・JR西荻窪駅北口で、26日に、ジャズ・バンド演奏、ダンス、空手、和太鼓、チンドンを楽しんでもらった。
- ・ウォーキングラリー
- ・16か所のポイントをまわって、景品の抽選を楽しむ。各ポイントでは参加記念品のお菓子などを配布。

- ・ともだち広場
- ・桃井第三小学校でミニSL、健康相談、企業PR、ゆるキャラ撮影会、
- ・高井戸第四小学校でプラネタリウム、フリーマーケット、ゆるキャラ撮影会、似顔絵、竹とんぼ作り
- ・万灯御神輿渡御
- ・相馬野馬追、子供たちの手古舞の先導による御神輿渡御

イ 事業実施後の効果

- ・ウォーキングラリー等で西荻を巡ったことで、新しいお店や個性的なお店を発見でき、実施後に再度お店に足を運ばれる方が多く見受けられる。
- ・物販販売、飲食店を中心に平成29年度に比べて2%ほど来客者が増えた。
- ・来街者数：9,000人

③ 補助金交付額（平成30年度）

都3,108,000円、区2,071,000円、合計5,179,000円
（各年度の交付額はP54「資料8」を参照）

(3) 「西荻おわら風の舞」事業について

① 実施主体（平成30年度）

西荻窪南本町会（代表商店会）ほか15商店会（西荻窪銀座会、西荻平和通り会、西荻南銀座会、西荻窪駅南通り会、西荻南口仲通り会、サカエ通り会、五日市通り商店会、松庵商店会、西荻南駅前商店会、西荻東三條通り伸興会、西荻南中央通り銀盛会、西荻一番街商店会、西荻東銀座会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会）

② 事業実績

平成30年度の「杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書」に記載された事業の内容は、次のとおりである。（実施日平成30年7月29日）

ア 事業の具体的内容

- ・西荻窪地域にポスターを貼り、チラシ等で周知、会場周辺にのぼり旗・横断幕を取り付け、六角ぼんぼりに灯を入れて雰囲気盛り上げる。
- ・昨年同様、近隣の駐車場を借り、踊りの講習会をするだけでなく、講習会を南集会所等にて開催。地域の方々に組踊りを体験していただく。踊り参加者に先着で手ぬぐいを配布。
- ・午後2時過ぎからは西荻北中央公園、夕方からは旧府道で、和胡弓と三味線の演奏者を中心に、男踊り（かかし踊り）と女踊りを披露する。約60名の方々の出演で街を練り歩き、来訪者を魅了する。イベント後半には西荻地域の方々も輪踊りに参加。

イ 事業実施後の効果

- ・イベント開催日、西荻の南の商店街では、飲食店を中心に大いに賑わった。
- ・飲食店では、前週と比較して3割ほど売り上げが上がったと思われる。
- ・来街者数：5,500人

- ③ 補助金交付額（平成 30 年度）
都 0 円、区 1,941,000 円、合計 1,941,000 円（P54「資料 8」を参照）

※平成 31 年 3 月 1 日に区から代表商店会に都区補助金の全額を支給後、3 月 22 日、都からホームページやポスターに記載された参加商店会に間違いがあるとの疑義照会があった。その後、センターの確認作業によって、事業の実績報告に一部不明瞭な会計処理が行われていたことが判明し、今後、当該事業の会計処理全般の調査・確認が必要であるとして、同年 3 月 29 日付で、区が都補助金の申請を取り下げた。

(4) その他の補助事業

「ハロー西荻」、「西荻おわら風の舞」の事業以外についても検査を行った。平成 30 年度の補助事業は、以下のとおりである。

（詳細は補助事業一覧 P62「資料 14」を参照）

	件数	補助金		合計
		都	区	
イベント事業	106 件	都	68,761,000 円	128,354,000 円
		区	59,593,000 円	
活性化事業	15 件	都	2,957,000 円	5,921,000 円
		区	2,964,000 円	
合計	121 件	都	71,718,000 円	134,275,000 円
		区	62,557,000 円	

IV 調査結果

検証委員会の調査結果（検証委員会設置前の調査も含む）は以下のとおりである。

(1) 「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」2 事業について

① 領収書の偽造について

「西荻おわら風の舞」において、支払先から白地領収書を受領し自ら水増しした金額を記載する手法により、平成 26 年度以降、平成 30 年度まで、各年度 1 通の領収書の偽造が行われ、補助対象外経費への算入がされていた。「ハロー西荻」においても、平成 30 年度に同様の偽造が行われていた。

これらの偽造による補助金の過支給額は、合計で約 117 万円であった。

この過支給額は、補助対象外経費である出演者団体に対する飲食費、謝礼、交通費等に充当されていた。

さらに、過支給額の一部が商店会関係者の飲食に充てられており、2件白地領収書による偽造も確認された。

なお、補助申請に提出を求めていた書類からは、偽造を疑うような記述はなく、補助金の対象ではない西商連が別途作成していたイベントの会計処理簿と突合により初めて、支出金額の差異も確認できた。

② 協賛金の未計上について

「おわら風の舞」において、平成26年度以降、平成30年度まで、イベントのために集めた協賛金の収入計上がなされていなかった。また、「ハロー西荻」においても、平成26年度以降、平成30年度まで同様に協賛金の収入計上がなされていなかった。

これらによる補助金の過支給額は、合計で約858万円に上っていた。

また、西商連の決算書には、補助対象外経費である多額の飲食代が計上されていた。

③ 補助金審査業務の委託内容について

区は、各商店会から区に対する補助申請等の審査事務は、杉商連に委託していたが、審査業務委託にもかかわらず、仕様書に規定されていた業務内容は、申請書類の過不足の確認、補助対象経費か否かの振り分け、経費別明細書の作成等に限定されていた。

④ 関係者へのヒアリング結果

ヒアリングは、前述の判明事実に対して、関係者の関与と責任の度合い、区との関与と責任の有無を明確にすることを主たる目的として行った。

ア 西商連関係者

○ 「西荻おわら風の舞」事業の偽造領収書の水増し分について確認したところ、「出演料が40万円にプラス接待分であることは知っていた。具体的な額は知らない。元会長時代から行っていて、会長が代わっても慣例となっていた」との証言があった。

○ 「補助金申請は行っていないので、金額の違いは分からなかった。何に使われていたかは知らないが、白紙だったのは知っている。領収書は、会計担当に白紙のまま提出した」との証言があった。

○ 「おわら風の舞」事業の偽造領収書の作成については、会長、元会長、会計担当者がその事実を認め、「ハロー西荻」事業の偽造領収書の作成については、会計担当者が認めた。

また、出演料を受け取った「越中おわら節同好会」から、白地領収書を西商連へ渡していた事実を確認した。

- 「平成 26 年度の返還事案について、全然知らなかった。最近、返還金の事が新聞に出ていたと言われて知った。区からの説明は受けていない」との証言があった。
- 平成 27 年 2 月のマニュアル改定及び説明会について「自分の商店会ではイベントをやらないので、説明会にも出たことがないし、補助金についてあまり認識がなかった」との証言があった。
- 「平成 25・26 年度あたり、協賛金はハロー西荻にもらったものでなければ、受け取れると言われたような気がする。その事業ではない形で入っているのであれば報告する必要がない。そのため領収書もハロー西荻とは書かないよう指導された」との証言があった。
- 協賛金の取り扱いについて、「区の指導通りに行ったもの」、「協賛金は、ハロー西荻にもらったものでなければ、受け取れると言われたような気がする」、「ハロー西荻ではなく、西商連の協賛金なら計上しなくていいという区の指導があった」との証言があった。

しかし、具体的に、「ハロー西荻などへの事業協力の趣意書を使って募った協賛金であっても収入計上しなくてもよい」、あるいは、「事業に直接充当したとしても収入計上しなくてもよい」という指導が区からあったという証言は得られなかった。
- 平成 27 年からハロー西荻、平成 28 年からおわら風の舞の実績報告を作成していた西商連会計担当からは、「通常であれば協賛金は補助金から差し引く必要があるという認識はあったものの、前年度の実績報告書に協賛金が計上されていないことから、何らかの理由で収入計上しなくてよい協賛金として扱われているのだろうと思い、誰にも確認することなく前年度通りの処理をして実績報告を行った。間違いがあれば区の職員から指摘があるだろうとの思いもあった」との証言があった。
- 「区が協賛金をイベントの協賛金ではなく、商店会への協賛金とみなしてくれたと思っていた。本来なら当てはまらないと思っていたが、そういうやり方があるのかと思ってしまった」との証言があった。
- 「平成 25 年の時は協賛金が売上台帳に載っていたが、平成 26 年には載らなくなった理由は覚えていない」との証言があった。
- 「なぜか分からないが協賛金は載せなくていいものだと思っていた。また、協賛金は、西商連のお金という処理にしていた」との証言があった。

- 「本体会計には協賛金が入っていた。区の報告書に入っていないとは知らなかった」との証言があった。
- 「協賛金のことはマニュアルに書いてあったが、会の会計に入れればいいという事は聞いていて、やり方、事務処理をどうするという事までは聞いたことがない」との証言があった。
- 「広告性のある協賛金については、区からチェックされたし、指導も受けたので収入に計上するという認識はあった」との証言があった。
- 「協賛金の取扱いについて、区の職員から直接説明はない」との証言があった。
- 収入に載せるべき協賛金を載せなかった理由として、「ずっとやっていたのでいいんだろうと思っていた。直しなさいと言われた記憶はない」との証言があった。
- 「区の職員から花かけ※の写真を撮らないようにということや冊子に前年度協賛へのお礼を載せないようにとの指導があった」という話も聞いており、「区の職員が協賛金を認識しているにもかかわらず何もないのであれば、これで良いのだろうと思っていた」という証言があり、特に「おわら風の舞」では、補助金を受けた当初の平成 24 年度より、協賛金がありながら実績報告書への計上はされていなかった。

※花かけ：花（はな）とは、寄付のこと。寄付していただいた方の名前と寄付金額等を書いた紙を、設置した掲示板に掛けることを「花かけ」という。

- 「平成 29 年に出納帳の形が変わっているのは、他の会計が作成した書式をもとに協賛金をはずして修正した形にしているだけ。そのようにすることを誰かから教えてもらったものかについては記憶がない」との証言があった。
- 「ハロー西荻」の花かけについては、西商連会長と実行委員長の連名で趣意書が配布され、西商連の会計へ集金されたものを、西荻窪駅北口と南口付近の 2 所に氏名と金額を掲示していた。商店会関係者のヒアリングにおいて、「イベント当日、区の職員から花かけの写真は撮らないようにとの指示があった」との証言があり、さらに確認すると、「写さないでくれとの指示があったという話を他の者から聞いた」という伝聞であることの証言が多かった。実際に聞いたという関係者に対して「撮らないという理由を聞いたのか」と確認したところ、「そこまでは聞いていない」との証言があった。

- 「趣意書を作成して事業のための協賛金を募集していることについては、区に報告していなかった」との証言があった。
- 「ハロー西荻」では趣意書を作成し、実行委員会の中で担当を決めて集めた。協賛金は該当イベントの運営に使うものだという認識。「西荻おわら風の舞」については分からない」との証言があった。
- 「趣意書をまわして集めた協賛金はその事業に使うものだという認識。お祭りのお祝い金の意味を込めて集めている」との証言があった。
- 「会計がやっていたのか。相談されたことがない。実績報告は見たことがない」との証言があった。
- 「実績報告書等を杉商連に提出せず、直接、区に提出したことは、追加書類を求められる時にあった」との証言があった。
- 「収入明細は、商店会から西商連に来た分担金の数字を入れたが、実際よくわかっていなかったなので、担当者に作ってもらっていた。それがどう変わったのかまではわからない」との証言があった。
- 「報告書を作る時は、最初のころは当時の会長とやっていたが、平成 27 年からは例年の流れでやっていた」との証言があった。
- 元西商連副会長（元区議会議員）に対しては、文書による照会を行ったところ、以下のとおりの回答があった。
 - ・ 「「西荻おわら風の舞」が当初から領収書が偽造されていた件は、今回のニュースで初めて知り、全く知りませんでした。また、当時からどなたが承知していたのかも全く知りません」との回答があった。
 - ・ 「議員それぞれに貸与された PC で、自分が所属していた商店会の実績報告書は作成しましたが、西商連関係の実績報告書や会計関係書類は作成しておりません」。また、「いわゆる事務处理的な会計報告や実績報告書は作成していません」との回答があった。
 - ・ 「会計担当に代わり区や杉商連に書類の提出を行ったことも、会計処理について区などに相談、質問、照会などは行ったことはない」との回答があった。
 - ・ ブログの記載について、区をはじめ行政機関への対応は全て行っていたのに対して、「私の役割は、いわゆるイベントを行うための準備行為でその

際に区が関係する以下のような内容については、ほぼ対処していたが、会計関係は全くタッチしていない。具体的には、区長へのオープニングイベントの招待状の作成、区への後援名義申請、区の公園の使用許可申請、ゴミの収集願い、ハロー西荻ともだち広場への行政関係の参加依頼（ゴミぱっくん、起震車、なみじゃないすぎなみ、リサイクル家電収集、こみゅかるショップ、オリンピック関連のアシックス運動イベント）やその調整（弁当やテントの有無の確認や手配）、なみすけのレンタルである。「全て」と表現したのはそのようにイベントの準備のための区への依頼等を一手に行っていた地元のために働いているという自負心からと政治家としての少々誇張した表現から出たものです。先にも述べたとおり、いわゆる会計関係で区に問い合わせたり、相談に行ったり、ましてや何か圧力をかけたなどということは全くありません」との回答があった。

- 平成 25 年の協賛金について都の調査が入り、区が返還した件や区から商店街に返還分を求償されなかった件に対して、「このヒアリング書類が届くまで、そのような事実があったことは知りませんでした。もし、知って入れれば、その後、もっと補助金に対する向き合い方、対処について西商連の中で、しっかりすべきであると皆に説いていたと思いますので、当然、どなたからも説明は受けていません」との回答があった。
- 平成 25 年以降の協賛金の取扱い等を西商連内で検討したことはあるかに対して、「会合等でそのような話が出たことは一切ありませんでした」との回答があった。
- 補助金に関する区の説明会や西商連の役員会、理事会の場で区職員から協賛金の取扱いについての説明を聞いたことがあるかに対して「商店会向けの説明会で一般論としての説明は受けたことはあります。ただ、この問題となっている協賛金についての取扱いについての説明は受けたことはないと思います」との回答があった。
- 実行委員会や準備作業の後に飲食を伴う打ち合わせを行い、少額の自己負担以外はイベント経費で賄った事実が判明しているが、その打ち合わせに参加したか。ほかにどなたが参加したか、自己負担額以外の経費の財源に関する認識はいかがと尋ねたところ、「毎年数回参加しました。他の参加者には会合に参加したり、手伝いをした西商連役員、青年部員が数多く参加していました。自己負担額以外の経費については、補助金とは関係ない財源＝西商連が各商店会から集めている年会費やイベントに対しての各商店会からの負担金から支出されていたと思っておりました。いわゆる補助金や協賛金などでなく、自分たちの自己資金から支出されていた感覚ですので、特段問題があるとは思っておりませんでした。ですので、実際どのような会計処理は行っていたかは存じませんが、会計処理上も私費会計的な扱いで処理していた

と思っておりました。さすがに、補助金＝税金で飲食を行ってはいけない。飲食が補助金経費として認められ得ないということは認識しておりましたので、もし、公費の投入が疑われるものであれば、違反だと注意も致しますし、参加も致しません」との回答があった。

- 複数の西商連関係者から「元区議会議員（西商連副会長）は、会計処理について助言など会計についてはかかわりがなかった」との証言があった。

イ 区職員

- 「提出された実績報告書からは、偽造についての認識ができない。26年度に「越中おわら節同好会」への出演料が前年度より値上がりしたので、当時の「おわら風の舞」の会計担当者に問い合わせて、値上がりは、人の移動経費、楽器の搬送費などが含まれているので、領収書額になったとの確認をしている。今回、西商連の決算書を見て、初めて偽造のことを知った」との証言があった。また、補助金審査では、西商連の帳簿の提出は求めておらず、本件があって初めて当該帳簿を見たため、「領収書の偽造を認識していた」と証言する者はなかった。
- 平成26年10月31日に担当職員は、「ハロー西荻」の実行委員長である西商連会長の元に伺い、「都と区の協賛金の考え方に相違があり、区として25年度の補助金を都に返還することになりそうなことと、商店会は区の考えに基づいた会計処理を行っているので、商店会に対して返還を求める方向にないことを話した。その会長がその他の役員にどのように説明したかについては不明である」との証言があった。
- 協賛金の取り扱いについて担当職員からは、「都の担当者への確認や他区との情報交換を踏まえ、平成27年夏以降、各商店会に対し、「事業に充当しない協賛金は、商店会の本会計に入れれば補助対象経費（事業収入）に含めなくてもよい」という説明を様々な機会を捉えて行ってきた」という証言があった。また、「事業に充当した協賛金は収入計上するように」という前提を明確に説明した」との証言もあった。
- 「都への返還を受け、平成27年度以降、各事業における協賛金の有無の実態を直接商店会に確認することはなかった」との証言があった。
- 「協賛金を募集するための趣意書の存在や協賛金が飲食費など主として補助対象外経費に充てられていたことは全く知らなかった」という証言があった。
- 「平成27年2月9日に商店会を一堂に集めた説明会で、平成27年度補助金申請分のイベントの協賛金について、収入計上するようマニュアルも改訂され

ていることから、この部分を強調して説明していた。」としている。「この点について、特に商店会から質問はなかった」との証言であった。

- 「平成 27 年 2 月 9 日の当説明会への欠席商店会にも必ずマニュアルは、説明会後に郵送により渡しており、必要に応じて欠席商店会に持参して説明していた」との証言があった。
- 西荻窪ブロックについては、西商連から職員が説明を求められ、西商連の役員会に担当職員 1 名が出向いて、別途「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金の説明を行った」との証言があった。
- 「西商連の役員会において、協賛金は、西商連の本会計に入れる。本会計に入れた協賛金のうち、イベントに使った分はイベント会計で管理し、協賛金として差し引く旨説明した」との証言があった。
- 「パンフレット冊子に昨年の協力に対するお礼は、パンフレットを対象経費とできる条件を満たさないので、パンフレット全体が補助対象外となることから、補助対象とできる記載とするよう指導した」との証言があった。
- 「イベント当日、区の職員から花かけの写真は撮らないようにとの指示があった」との西商連関係者の証言について、担当職員からは、「そのような発言は記憶していない。もし似たような発言をしたのであるなら、当時、花かけと協賛金との関連性については考えが及ばず、写真の補助は 1 万円以内の限度額の中で、補助対象経費として用途が明示できる証拠写真のみを写すようにとのことから、対象外のものには写さないようにという意味で発言したとは考えられる」との証言があった。
また、他の職員からは、「「西荻おわら風の舞」の花かけがどこにあったかわからない」という証言もあった。
さらに、「模擬店やスタンプラリーなど申請どおりに実施しているか、ポスターなどで周知しているか等の確認をしていたが、花かけにある金額が収入の報告になかった点にまで思いがいたらなかった」との証言があった。

ウ 杉商連関係者

- 協賛金の取扱いについての説明について、杉商連の担当者からは、「説明会の会場では、受付の手伝いなどして、説明を聞いていないことも多い。どれでも自分の聞いている範囲では、説明がなかったと記憶している」との証言があった。
- 「商店会の方は、協賛金を計上することを理解していなかったり、本体会計に入れればよいという事を知らなかった」、「平成 27 年のマニュアルには、

協賛金について書いてあるが、協賛金を本体会計に入れればイベント収入に入れなくていいことを、個別には言っているのに、そのことをマニュアルに書いていないのは『なんで』と思った」との証言があった。

- 「ほとんどの商店会が「経費別明細」を手書きで提出してくるため、領収書を見ながら新たにデータを作成し、提出された実績報告書とともに整理して、センターに提出することが仕事。このため、「現金出納簿」は、領収書の日付がなかったり、経費別明細書の記載が減茶苦茶な時に事務作業上見ることはあるが、内容の精査をすることは自分たちの仕事ではないため見ない」との証言があった。
- 「イベントが終わって報告がある時に、事業のためにお金を受け取っていないか、ということをチェックすることもない」との証言があった。
- 「区も金額を早く確定させたいということもあったと思うので、書類を区に送った後、不足書類などがあった場合は、杉商連が受け取って渡すこともあれば、直接、区へ出してもらうこともあった」との証言があった。
- 「区の担当者が、「ハロー西荻」に対する協賛金の存在を知らなかったとは思えない。趣意書の存在を知っていたかは分からない」との証言があった。

エ 東京都

- 都に対して、文書による照会を行ったところ、以下のとおりの回答があった。
 - ・ 「東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル質疑応答集（以下「都マニュアルQ&A」という。）において、協賛金の取扱いに関する説明内容が前年とは変更（26年度版Q73、27年度版ではQ78）されている理由に対して、「補助事業は、都民等から徴収された税金を財源としていることを鑑み、補助金適正化法や都の補助金交付規則においても、事業の公共性はもとより、適正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないものとされており、補助事業の実施にあたって収入を得た場合には、補助対象経費から収入を控除することが、原則の考えであると認識しております」との回答があった。（P59「資料13」を参照）
 - ・ 「質疑応答集の該当部分は、平成26年度に行った平成25年度事業分の検査において、協賛金の未計上が杉並区の複数の商店街イベントで発覚したこと等を受け、補助を行うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従前からの取扱いを変更したものではありません」との回答があった。（P59「資料13」を参照）

- ・ 「なお、質疑応答集の改正前の平成 26 年度事業においても、杉並区の他のイベントをはじめ各区市町村から提出されたイベント実績報告書の中には、「広告料」のほか「協賛金」、「募金」、「寄付金」といった名目で、収入が適切に計上されております」との回答があった。（P59「資料 13」を参照）
- ・ 「こうしたことから、都としては協賛金等を収入計上しなければならないことは、各区市町村の現場でご理解していただいているものと認識しておりました」との回答があった。（P59「資料 13」を参照）

○ 都に対して、「商店会として受けた寄付は、イベントではなく、商店会の本会計に入れれば補助対象経費（収入）に含めない」との説明が、平成 27 年夏に当時の都の担当者から区に対してなされたことは間違いがないか」に対して、「当該職員への聴取を行いました、当時の口頭でのやり取りは発言の有無を含め詳細を確認することはできませんでした。なお、本事業の制度上、従来から商店街に対する寄付について、特定のイベントに対するものではなく、商店会活動全般に対する寄付があった際には、商店街の本体会計に計上し、補助対象として収入計上しなくても差し支えないとしております」との回答があった。（P59「資料 13」を参照）

(2) 平成 30 年度事業に対する補助金について

令和元年 7 月～8 月にかけて商店会の実績報告書及び決算書などの書類検査を行った結果、11 事業について、確認を要する事項があることが認められたが、不正な協賛金の計上は、見受けられなかった。

V 外部有識者の意見

以上の調査結果を踏まえた外部有識者の意見は以下のとおりである。

<伊東弁護士>

1 違約金について

東京都が補助金の交付決定を取り消した場合、違約金として 10.95% を徴収する旨の規定があるが（同規則 20 条 1 項）、杉並区の補助金交付要綱には、違約金の定めがない。しかし、違約金に関する交付要綱に定めがない場合でも、民法 545 条の規定により、契約の解除に伴う年 5% の利息請求権が発生する。この利息請求権について、杉並区に請求するか否かの裁量権はない（最高裁平成 16 年 4 月 23 日判決）。

杉並区は、東京都へ既に補助金を返還しており、違約金分については5%の差額5.95%分多く支払っている。この差額については、補助金申請の違法行為により生じた損害金として、商店会に請求することは可能であるが、訴訟に移行した際には、補助金の違法請求をした場合、違約金を徴収されることを商店会が認識していたことの証明を要する可能性がある。

2 領収書偽造及び協賛金の未計上

領収書を偽造したことは、故意行為であり、問題なく違法行為と言える。

また、協賛金を収入として計上しない行為は、故意とは言いがたい面があるが、会計マニュアルには「協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます」との記載があり、補助金の交付の要件となっていることからして、本来であれば、商店会も了知していなければならないものである。この意味で、商店会の過失行為と言える。

しかし、商店街振興や地域経済・地域コミュニティの活性化などの補助金交付の所期の目的が果たされている事情を考慮するとともに、協賛金の未計上については、商店会への補助金の交付に当たって、杉並区職員側からこの点に関する説明・注意喚起等はなく、特に、会計マニュアル改訂時にこの点に関する説明をしていないことを鑑みると杉並区側にも落ち度があるといわざるを得ず、過失相殺の考え方を取り入れるべきであり、全額返還を求めるのではなく、一部返還請求も一定の合理性がある。

3 返還金の額についての考え方

返還金の元金分を減少させるにしても、偽造領収書や協賛金を収入に計上していないなどの違法行為をした商店会に対し、違法申請をした補助金額に相当する返還金元金部分のみを請求することには重大な疑義がある。すなわち、補助金の不正申請をしても、違法申請をした部分の補助金のみを返還すればよいということになれば、違法な申請が今後行われる恐れが大きいというべきである。今後の違法な申請を抑制するためには、ペナルティが必要である。本来、不正申請により補助金を受領した者に対し、ペナルティを課す場合には、要綱で規定を置くべきであるが、要綱にはそのような定めはない。しかし、定めがないことを理由にペナルティを課さないというべきではなく、違法行為に対するものであるから、定めの有無を問わず、課すべきである。

このように考えたとき、東京都へ支払った違約金と遅延損害金との差額相当額を一つの参考額として、その前後の額、できれば若干でも上回る額を請求すべきものとする。この意味で、補助金の返還額を決めるときに、杉並区の裁量権はあると言えよう。

意見の概要は、以下のとおりである。（意見書全文はP66「資料15」を参照）

第1 補助金支給決定額の変更の可否について

- 本件における補助事業者の行為は、本件交付要綱第13条第1項第1号に該当するものと考えられ、よって、区長が、補助金交付金額を（少なくとも）本件水増分経費を除外した金額に変更することは合理的な裁量権の範囲であり、逆に、特段の事由がない限り、区長が交付決定金額の変更権を行使しない場合には、合理的な裁量の範囲を逸脱するものとする。

第2 補助金支給決定額の変更に基づく返還請求額について

1 変更額の決定は区長の裁量によるものか否か

- 補助金の交付決定額の算出・確定に関する規定によれば、補助金交付決定額は、補助金交付申請書及び実績報告書（いずれも添付資料を含む）並びに必要に応じてなされる実地調査によって客観的に算出されるものといえ、したがって区長の裁量によらず決定されるものと解される。そうすると、本件のように、補助金交付申請書及び実績報告書（いずれも添付資料を含む）の偽装等を原因として補助金交付決定額を変更する場合においても、当該変更額は、区長の裁量ではなく、客観的に算出されると解する方が整合的である。
- このように、本件交付要綱上の補助金の交付決定額の算出構造との整合性から解釈すれば、本件実施要綱第13条1項に基づく交付決定額の変更は、区長の裁量によるものではないと解する。

2 裁量によるものと解した場合、本件水増分経費に対応する金額にとどまらず、全部を変更とすることが合理的な裁量の範囲内であるか否か

- 本件交付要綱第13条1項の解釈上、変更額の決定についても区長に裁量権があると解した場合であっても、当該裁量権の行使は合理的な裁量の範囲内であることが必要である。そして、合理的な裁量の範囲内か否かについては、一般に、行政法における一般原則である「比例原則」が適用されるものと解されている。
- 本件補助金全部の決定を変更し還付させる場合、その金額は多額（本件水増分経費に対する自己出捐割合は29倍）であり、商店会における負担は非常に大きい。また、このような全額変更の前例による今後の補助金申請に対する萎縮効果は否定できず、その結果、本件交付要綱が必要な補助金を交付することにより達成しようとしている「広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与すること」（第1条）という目的達成を阻害することにもなりかねない。

- 一方、区長が全部変更によって達成しようとする目的として再発防止が考えられるが、例えば、本件水増分経費の発生原因及び態様を考慮した上で、本件交付要綱第 6 条及び第 10 条に定める現地調査等を強化するとか、補助事業者から提出させる実績報告書等を厳格化する等の代替措置によっても達成しうるものと考えられる。
- よって、再発防止という目的のみでは、全額変更による弊害の方が大きく、目的を達成する手段とが相応していないものとも考え得るのであり、再発防止以外に補助金を全額返還させるだけの不利益に相応するような目的が無い場合には、比例原則に反し、合理的な裁量の範囲を超えると解する余地は否定できない。

3 結論

- 以上のとおり、本件水増分経費はそもそも補助金の交付対象にならない以上、区長は本件交付要綱第 13 条に基づき少なくとも本件水増分経費に対応する金額について交付決定額を減額変更すべきことになる。
- 一方、当該金額を超えて全額変更し得るか否かについては、そもそも、本件交付要綱上の補助金の交付決定額の算出構造との整合性から解釈すれば、本件実施要綱第 13 条 1 項に基づく交付決定額の変更は、区長の裁量によるものではないと解し得るし、仮に、裁量権があると解したとしても、再発防止以外に補助金を全額返還させるだけの不利益に相応するような目的が無いような場合には、合理的な裁量の範囲を超えると解する余地は否定できないと考える。

<岩倉公認会計士>

平成 26 年度から平成 30 年度の「西荻窪商店会連合会」、「ハロー西荻」、「西荻おわら風の舞」に係る各収支報告書と実績報告書間の差異の把握を目的として調査を行った。調査では、現金出納帳については、複数存在している年度があり、協賛金等を除外して作成されたものや、一部の費目については、金額の変更されたものがあった。

各年度のイベント特別会計は、平成 26 年度「西荻おわら風の舞」と平成 30 年度を除き、収入から支出を控除し不足であれば西荻窪商店会連合会から資金を移動し、余剰があれば西荻窪商店会連合会に戻し入れている。

また、「ハロー西荻」、「西荻おわら風の舞」については、収支報告書上余剰金が生じた年度がある。当該余剰金額は、本来であればイベントに参加した商店会で分配を行うものと考えるが、西商連会計で資金負担や余剰資金の受入れを行っていた。西商連で受け入れた余剰金は、繰越金として翌年度に繰り越されたほか、F C 東京観戦やイルミネーションなどの事業費、総会・新年会会費等、西商連の支出に使用されていたと推察される。

なお、イベントに参加する商店会以外が負担した分担金の扱いに関しては、協賛金として収益計上すべきものか否かも含めて、今後、検討が必要と思われる。

VI 検証結果

今回の事案が生じた背景として、区、商店会、都のそれぞれの課題が明らかになった。

本補助制度そのものについては、その目的である「商店街振興や地域コミュニティの活性化」のために必要不可欠であり、特に、各商店会にとっては、本補助金なくして様々なイベント開催自体が困難になるなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、中小商店が主である各商店会は、補助金申請事務などに必要な人手を確保することが困難であり、そのために、区に対して事務手続きなどについて依存せざるを得ない状況にあったことが確認できた。

区も日常の商店会とのやりとりを通じて、こうした実情を認識しており、区の担当者は、少しでも商店会の力になりたいとの信念のもとに、期限が迫った提出書類の作成代行など、商店会に寄り添った丁寧な対応を心掛けていたが、多忙を極める中で十分な確認やフィードバックができていなかったことも確認できた。

とは言え、今回の事案は、当該商店会の不正・不適切な会計処理に端を発したもので、その責任は重大であり厳正に判断すべきものである。

領収書の偽造については、明らかな不正行為であり、また、西商連関係者が自ら行ったことを認めており、区職員の関与は一切認められず、当該商店会（各年度の代表商店会）に全ての責任があることは明白である。

一方、協賛金の取扱いについては、平成26年度に行った都への返還事実及びその理由について、全商店会への周知を行っていなかったが、その後の協賛金の適正な処理のためにも、区は全商店会に対して詳細な説明を行うべきであった。また、それ以降、同種の事案がないかどうか、十分な注意を払って申請書類等进行检查すべきであったが、協賛金の記載がないことをもって、協賛金は集めていないか、別会計にしているのだろうと判断し、処理していたことは、信頼関係の存在や多忙という事情があったにせよ、適切ではなかった。

また、「事業に充当しない協賛金は、商店会の本会計に入れれば補助対象経費（事業収入）に含めなくてもよい」という都の考え方についても、改訂したマニュアルに記載し、説明会等で具体的に説明をするとともに、説明会の欠席者等への配慮を含めて、文書等にポイントを箇条書きにして配布するなど、各商店会が明確に理解し、処理できるように周知徹底を図っておくべきであった。

しかしながら、区職員が「イベントを対象とした協賛金について、事業に直接充当したとしても収入計上しなくてもよい」という誤った説明を行ったという事実は認められ

ず、マニュアルには「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます」と明記されている以上、少なくとも、当該商店会として、趣意書によって事業に対する協賛金を募り、集めた協賛金を実際に事業経費に充てた場合、事業収入として計上する必要があるという判断は十分できたと考えられる。現に、補助金を支給した他の121事業について再検査を行ったところ、11事業について確認を要する事項が認められたものの、協賛金の会計処理については、同種の未計上の事案は発見されなかった。

以上の理由により、一部の西商連関係者の「区の指導にしたがって協賛金を未計上にした」旨の責任回避的な主張は、認められるものではない。

区による協賛金の取り扱いに関する説明及び補助金の審査については、いくつかの説明不足や不明瞭とされる点が認められるものの、そもそもイベントの事業会計における領収書の偽造及び協賛金未計上の会計処理は、補助対象外の西商連の会計処理を確認したことから明らかになった。しかし、不正行為が行われているという前提に立たなければ、西商連の会計処理まで確認をする必要もなく、よって、不正を発見できなかったことについて区に法的責任があるとは言えず、補助金額のうち都負担分については、都に返還した全額を当該商店会に請求することが妥当である。

また、都に支払った違約加算金についても、年5%の法定利息を請求するとともに、その額と違約加算金との差額も原因者である当該商店会に請求することが妥当である。

一方、区負担分については、「おわら風の舞」及び「ハロー西荻」共に多くの区民等が参加し、補助金の交付目的である商店街振興や地域コミュニティの活性化は果たされていることに鑑み、明らかな不正行為である領収書の偽造及び協賛金の未計上により水増しされた部分に限って、その返還を請求することが妥当である。

なお、都と区で他の商店会に対する補助事業について再点検した結果、現段階においては8事業（①「高円寺阿波おどり応援！商店街セール：高円寺パル商店街振興組合他7商店会」、②「かみいぐさ夏まつり：上井草商店街振興組合」、③「2019わくわくまつり：方南銀座商店街振興組合」、④「ピンクの象を引っ張るぞー：西荻南口仲通り会」、⑤「広小路祭：広小路親栄会」、⑥「第27回ちびっこ夏祭り：井草北商店会」、⑦「第65回阿佐谷七夕まつり：阿佐谷商店街振興組合外7商店街（阿佐谷七夕まつり連合）」、⑧「西田秋まつり：西田商店会」）について、軽微な誤記載等が発見され、補助金の返還を要することとなったため、補正予算案に計上し議決された後、都へ速やかに返還するとともに、当該商店会に対して全額返還を求める必要がある。

Ⅶ 再発防止に向けて

再発防止策については、検証作業を通じて認識をした課題等について、以下記する。再度同様の事案が発生することのないよう、速やかに区として必要な対策を講じていく必要がある。

(1) 補助金制度の矛盾

今回の事案の背景として、商店会等に手持ちの余裕資金が少ないことが一因と推察される。補助金は事業が終了して実績報告が区に提出され、審査が終了したのち交付される。その間、商店会は独自の財源を集めて必要経費を支出する必要があるが、補助金支出前に資金を確保するため商店会は、年間を通じてイベント事業を開催し利益を上げたり、組織財政基盤の強化を図ってイベントのテコ入れや補助対象外経費、翌年の事業準備金、別事業の必要経費などを捻出する必要性に迫られている。

そのために、補助金は少しでも多く獲得したいという意識が働くことは自明であるが、協賛金収入は、商店会が自助努力により収入を上げれば上げるだけ補助金が減額される構図となっている。

本来は各商店会に独自の財源が豊富にあり補助金に頼らない体制であることが望ましいが、現実にはそうになっていない。補助金と協賛金や寄付金との関係性をどう整理するか、補助金の適正化や地域の実情等を勘案しながら考えていく必要がある。言い換えれば、補助金のみには依存しない、商店会自らの努力を正当に評価する仕組み作りが大きな課題である。

(2) 東京都との関係

そもそも今回の事案は、4月の都からの調査依頼に基づき、区として調査を開始し、所管（センター）と都産業労働局との間で協議を重ねてきた。

領収書偽造の事実については疑いの余地はなく、許されないものとして対処すべきことであるということについては、都区間で見解が一致していた。

しかし、具体的な返還額については、都は、他の自治体の事例を引き合いに出して、強固な姿勢で5年前まで遡って全額返還を求めてきたが、区としては、架空事業による補助金の個人的着服という他自治体の事例と、実際に事業は実施され補助対象外経費を捻出しようとした今回の区の実例とは、その内容が本質的に異なるものであり、区の政策目標である「商店街振興や地域コミュニティの活性化」を踏まえれば、都の見解は受け入れられるものではない旨を強く主張してきた。

こうしたことから、都との協議に時間を要していた。

一方、協賛金については、都も当初は「将来是正」とする方向で、区の調査内容を見ながら、一緒に対応を考えていこうという姿勢であったが、7月に入り態度が急変し、平成26年の返還事案後の区に対応について大きな問題があった旨を指摘し（各商店会に十分周知をせず、また、申請書の検査が不十分、等）、双方の協議が整わないまま一方的に返還請求を行うことを決定し、7月10日付配達証明郵便で区に送付する事態となった。

また、この内容について、区の詳細もなく一方的に外部に公表したり、支払期限を当初は一方的に設定するなど、都区間の信頼関係に影響するような行為を行った。

さらに、その後の区における区議会本会議答弁や、委員会説明資料について都の見解と異なるとして訂正要求を行い、「訂正に応じなければ然るべき措置を講じる」、「都上層部は区が事あるごとに都を非難しようとする意図を感じている」などと区所管課長に述べるに至ったことについては、極めて残念なことであった。

この協賛金については、区担当者のヒアリングでも、「都審査は非常に厳しいものであり、疑義照会も多いことから少しでも不明な点があれば、都の担当者の確認を取りながらやっていた」が、「担当者が代わると、言うことが猫の目のように変わる」という不満があり、都の基準自体、担当者が代われれば解釈・運用も変わると言わざるを得ない状況であった。

具体的には、当初は「広告性の有無により判断する」としていたものが、平成27年度からは「事業に充当しない協賛金は商店会の本会計に入れれば補助対象経費に含めなくてもよい」との解釈に変わり（都は「従前からの解釈と変更はなく、わかりやすく示したもの」としているが、周辺各区も区と同様の解釈をして取り扱ってきたことが区のヒアリングにより確認されている。）、さらに、今年度からは「イベント開催に際し、お祝金等を受領し、協賛金看板（花かけ）などで表示している場合には、原則としてイベントに対する収入として収入計上する」との解釈が示されたところである（都に照会したところ、「あくまで原則であり、例外もあり得る」としている）。このことが、今回の事案が生じた一因でもあると考える。

そもそも商店会振興は、地域の実情に精通した基礎自治体が責任を持って行うべきことであり、その前提でこうした経過を見ると、事務や財源の区移管について早期に検討すべき課題であると感じるところである。

しかしながら、今後も基礎自治体と広域自治体としての立場の相違はあるものの、地域の区民・都民目線を第一とする価値観を共有する立場で、引き続き都区で連携して住民福祉の向上に努めていく必要があることは間違いなく、そのためにも、協賛金に関する会計処理の明確な文書化など、必要な対策を講じていく必要がある。

(3) 区の体制等の課題

これまで区と商店会とは強固な信頼関係のもと事業を進めてきたが、担当職員が多忙を極めていたとは言え、提出書類の検査が十分でなかったことが、不正の発見の遅れにつながった面は否めない。

また、管理職が各職員の事務の現状を十分に把握せず、マネジメント能力に欠け、担当者に任せきりであったと指摘されても仕方がない状況に加えて、事務量の増大に適切に対応できず、各職員の負担が重くなっている状況も見受けられるとともに、仕事を進める上での上司への報告、連絡、相談という基本的な姿勢の6W3Hの意識づけがなされていなかったため、区として適切な対応を講じる必要がある。

担当職員が多くの商店会の補助金申請の期限管理など多忙を極める状況に置かれていたとは言え、正確な事務処理を徹底していく重要性についての認識が十分とは言えず、また、西商連に対して補助事業に対しての適切な説明や周知が不足していたことは否めない。こうしたことから、早急に補助金交付の適正な執行に向けた体制と方策の確立を図り、区民の信頼回復に努めなければならないと考える。

そのために、今回の事案を教訓として、区における審査上のチェックリスト作成や商店会への説明会におけるマニュアル以外の指導文書の作成、杉商連への委託仕様の見直しと審査項目の明確化など実効性を伴った改善が必要である。

さらに、「杉並区商店街チャレンジ戦略支援補助金交付要綱」に違約加算金の項目がないことにより、都への返還金が生じた場合は、都への違約加算金が補助金交付日まで遡って10.95%の利子相当分が加算される。区においては、要綱上に規定がないため、民法の規定が適用される現状であり、その是非も含め、今後検討が必要な課題である。

(4) 商店会の補助金申請事務負担の軽減と正確性の担保

補助金申請に必要な書類が詳細煩雑であることが、商店会が区や杉商連に事務作業を過度に依存する主因であると思われる。必要書類の再精査、手続きの簡略化等、都と協議のうえ行っていく必要がある。

また、会計処理の正確性を担保するため、補助金申請や実績報告書を提出する前に、商店会の決算書等や会計書類を公認会計士など会計の専門家にチェックしてもらうなど意識を変えていくことが求められている。

Ⅷ その他

本委員会の検証事務を行うに当たり、多大なるご協力をいただいた商店会関係者、区議会関係者を始めとした関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、二度と同様の事案を生じさせないため、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

[資料編]

(資料1) 議案第55号 令和元年度杉並区一般会計補正予算(第2号) に付する付帯決議

本補正予算の執行に当たり、杉並区長は、次の諸点について誠意をもって対処すること。

- 1 補助金不正受給に伴う東京都への返還額について、令和元年第4回定例会までに、特別区民税に代わる歳入を確保する等、区民に税負担が及ばないように留意すること。
- 2 補助金検証委員会は、その検証経過及び結果を区民及び区議会に報告すること。また、検証に当たっては、早期の段階から弁護士・公認会計士等の外部有識者による助言・意見を受けること。
- 3 区内商店会(街)が真に地域の信頼を得て発展に貢献していくことが出来るよう、今後の検証結果を踏まえて、再発防止策を策定すると共に、補助金全般の今後のあり方について改めて検討し、区民及び区議会に報告すること。

(資料2) 杉並区商店会に関する補助金検証委員会設置要綱

令和元年8月2日

杉並第26677号

(設置)

第1条 杉並区商店会の活動に対し、東京都から交付を受けた補助金及び杉並区が交付を行った補助金に係る事案（以下「事案」という。）について、協賛金の取扱いその他適切な会計処理が行われたかなどを調査、検討するため、杉並区商店会に関する補助金検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 各商店会から提出されている補助金申請、実績報告等書類の調査、検証に関する事項
- (2) 事案の処理に対する職員等の聴き取り調査、事実確認に関する事項
- (3) 不正又は不適切な事案に係る商店会に対する返還請求に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 座長は、副区長（区民生活部担任）とする。

- 2 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、必要であると認めるときは、委員以外の者に意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 所掌事項について必要な調査、検証を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	副区長（区民生活部担任）
副座長	副区長（座長となる副区長を除く。）
委員	政策経営部長
委員	総務部長
委員	区民生活部長
委員	環境部長
委員	危機管理室長
委員	会計管理室長
委員	政策経営部行政管理担当課長

・ 検証委員会会議日程

- (1) 令和元年 7月 17日（第1回）
- (2) 令和元年 8月 22日（第2回）
- (3) 令和元年 10月 23日（第3回）
- (4) 令和元年 10月 29日（第4回）
- (5) 令和元年 10月 30日（第5回）

・委員会構成員一覧

座長	副区長	宇賀神 雅彦
副座長	副区長	吉田 順之
委員	区民生活部長	渡辺 幸一
〃	政策経営部長	関谷 隆
〃	総務部長	白垣 学
〃	環境部長	斎藤 俊朗
〃	危機管理室長	寺嶋 実
〃	会計管理室長	南雲 芳幸
〃	政策経営部行政管理担当課長	高林 典生

第一作業部会

部会長	総務部コンプライアンス推進担当課長	後藤 行雄
部会員	政策経営部企画課企画調整担当係長	小川 弘晃
〃	区民生活部管理課庶務係長	山澤 英幸

第二作業部会

部会長	区民生活部管理課長	武田 護
副部会長	総務部政策法務担当課長	高倉 智史
〃	総務部職員厚生担当課長	松沢 智
〃	区民生活部区民課長	阿出川 潔
〃	区民生活部副参事（西荻地域担当）	伴 裕和
〃	区民生活部副参事（荻窪地域担当）	佐藤 秀行
〃	区民生活部課税課長	出保 裕次
〃	保健福祉部国保年金課長	青木 誠
部会員	総務部人事課人事調整担当係長	関口 良太
〃	区民生活部管理課庶務係主査	富岡 紀子
〃	区民生活部区民課戸籍係主任	元島 貴裕
〃	区民生活部課税課調整担当係長	榎澤 健造
〃	子ども家庭部子育て支援課管理係主査	八巻 咲希子
〃	子ども家庭部子育て支援課母子保健係長	小松代 美佳
〃	都市整備部土木計画課土木調整グループ主任	山里 景貴

(資料3) 事案の経緯

平成30年5月2日	西荻関係者からセンターに、「来所し相談したい」旨入電。午後、センターに来所しA主任が対応する。「ハロー西荻の出店の相談や地域情報の意見交換の後、飲み屋さんで補助金をたくさんもらって儲かったような話を聞いた。西荻の補助金が正しく支払われているか心配」との話に対して、「補助金の実績報告時には、領収書、現金出納簿も提出してもらっている。区での監査や東京都の監査もあるので正しく支払われている」と説明をした。この面談内容についてB係長とC次長に報告したが、特段の指示等はなかった。
平成31年3月22日	都から30年度に複数商店街の共催で開催した「ハロー西荻、西荻おわら風の舞（以下「おわら風の舞」という。）に係るポスター・チラシの提供依頼の電話をD主任が受けた。
3月29日頃	都から「30年度「おわら風の舞」の共催商店会数について、ポスター表記「16商店会」とホームページの表記「23商店会」とで異なっていることが判明し、確認のため、当該事業の領収書、23商店会の決算書、預金通帳の写しの提出を求める。」旨の電話をB係長が受けた。
4月5日	B係長とA主任が都に「おわら風の舞」に係る29年度事業の領収書、23商店会の決算書、預金通帳を提出した。
4月9日又は10日	都へ4月5日の提出資料に不足していた広小路親栄会の決算書、預金通帳の写し及び西荻窪駅南通り会の預金通帳を提出した。
4月10日	B係長とA主任が、E会長宅を訪問し、「おわら風の舞」について、都から調査依頼を受けていることを伝えた。
4月16日	都から30年度の「ハロー西荻」での寄付金掲示について、補助金の実績報告と相違するとしての指摘を電話でB係長が受けた。 西商連理事会にF所長、G次長、B係長、A主任が出向き「おわら風の舞」、「ハロー西荻」に関する都からの調査項目への回答を依頼 共催による補助金申請に当たっての注意事項を説明した。 「ハロー西荻」、「おわら風の舞」の30年度の寄付金掲示総額の使途について調査を依頼した。
4月18日	都とG次長、B係長、A主任が面会し、「おわら風の舞」について「越中おわら節同好会」への謝礼で水増し請求の可能性と地元配布の西商連会計報告書と都区へ提出の領収書と食い違いがある。また、実施主体が代表商店会ではなく、西商連ではな

	<p>いか。さらに、水増し請求・領収書偽造といった不正はないのか。区として至急調査してほしい。」と言われた。</p> <p>F 所長、G 次長、B 係長、A 主任が西商連会長宅に出向き E 会長、H 相談役、I 会計担当、J 西荻南銀座会会長と面談し、都が保有する書類の内容から「ハロー西荻」、「おわら風の舞」に係る事業の実施主体、水増し請求・領収書の偽造を疑われていることを伝えた。西商連が所有する帳簿、領収書、通帳ほかチラシ等を区へ提供するよう依頼し、4 月 19 日に区へ持参することの確約を得た。</p>
4 月 19 日	<p>E 会長、H 相談役、I 会計担当が「西商連」、「ハロー西荻」、「おわら風の舞」の 29・30 年度の会計書類を持参。その際に、I 会計担当は、29・30 年度「おわら風の舞」出演料について実際に支払った額と異なる額の領収書を実績報告として提出していたと不正を認める。31 年度の補助申請については、取り下げの申し出を受けた。</p> <p>F 所長、B 係長が、都あて、領収書書き換えがあった事実をメールにて報告した。</p>
4 月 20 日	<p>I 会計担当と K 元会計担当が 26・27・28 年度の会計資料を持参。</p>
4 月 21 日	<p>I 会計担当が会計処理に使用した USB メモリーを持参。</p>
4 月 22 日	<p>西商連関係者（E 会長、I 会計、L 事業会計、K おわら代表、J ハロー代表、H 相談役、M 広小路親栄会員、N 越中おわら節同好会会員）のヒアリングを開始した。</p>
4 月 26 日	<p>区職員（O、F、P、Q、R、G、T、B、U、A）のヒアリングを開始した。</p>
令和元年 5 月 7 日	<p>30 年度の「おわら風の舞」事業の領収書の綴りから、同事業での踊り手と和楽器演奏の出演料について、西商連の収支報告書では 40 万円と記載のあるところ、補助金実績報告書には 70 万円の偽造領収書が添付されていた。同様の偽造領収書を 26 年度から 29 年度についても確認。</p> <p>また、「ハロー西荻」、「おわら風の舞」の「趣意書」及び「協賛金のお願い」のチラシにより協賛金を集めて、平成 26 年度から 30 年度の西商連の収支報告書や現金出納帳では協賛金の収入が記載されていたが、補助金実績報告書では収入として未計上等の不適切な処理をしていた。</p> <p>30 年度の「ハロー西荻」においても西商連の現金出納帳では 3 万 3 千円と記載のあるおわら節出演料について、補助金実績報告に添付された 5 万円の偽造領収書を発見した。</p>

	I 会計担当が「越中おわら節同好会」に支払ったのは、3万3千円だが、同日行ったお囃子音声録音経費 14,769 円を加え 47,769 円を 5 万円とした。
5 月 8 日	G 次長、B 係長が都に説明し、2 回目の協議を行った。
5 月 15 日	都宛て G 次長名で区の調査結果を文書で報告し、対応協議を開始した。
5 月 17 日	杉並警察署に領収書偽造について報告・相談した。
6 月 4 日	E 会長他 5 名の役員と面談し、都との交渉状況、返還金の対応などを伝えた。
6 月 12 日	都と F 所長、G 次長、B 係長とが協議（第 4 回）し、区の考え方を説明した。都からは、領収書不正部分の全額返還は V まで話をしており考えを改めるつもりはない。協賛金未計上は、区の示した内容を検討して将来是正、実施主体については取り上げないとした。
6 月 27 日	都から 25 年度「ハロー西荻」事業について協賛金返還事例を指摘された。 「西荻おわら風の舞」事業・「ハロー西荻」事業に関する 5 年間の区関係書類及び西商連の会計書類の提出依頼があった。
7 月 2 日	都へ再度、区の考え説明。
7 月 9 日	6 月 27 日に都から依頼のあった文書を提出した。
7 月 10 日	都において G 次長、B 係長が、補助金支給取り消し、返還請求（返還額 19,256,000 円、違約加算金約 4,9575,000 円）を言い渡された。 また、都は、西荻窪地域の複数の商店会が共催して実施した「ハロー西荻」及び「おわら風の舞」において、「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金（平成 29 年度まで）」及び「杉並区商店街チャレンジ支援事業費補助金（30 年度以降）」を商店会が不正に受給していたことが判明したと HP 及びマスコミに公表した。

(資料4) 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱

平成24年6月29日

杉並第17998号

改正 平成25年3月15日杉並第62573号 平成26年5月14日杉並第8014号
平成27年4月22日杉並第3818号 平成28年5月6日杉並第7175号
平成29年6月6日杉並第13228号 平成30年8月9日杉並第26924号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

ア 商店街

イ 商店街の連合会

(2) 商店街

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3) 商店街の連合会

ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ 杉並区商店会連合会

(4) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。

(5) 「法人化商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街であって、新たに設立されたものをいう。

(6) 「商店街等が行う事業」とは、別表第1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 内容が経常的な性格を有する事業

イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業

- ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
 - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
 - オ 東京都後援名義の使用承認を受けている事業
- (7) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
 - イ 商店街の連合会的主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
 - ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業
 - エ その他杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業
- (8) 「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、区長が必要と認めるイベント事業については、この限りでない。
- (9) 「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (10) 「多言語対応事業」とは、活性化事業のうち、多言語による情報提供等、外国人受入れのための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (11) 「小額支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街が防災や環境など当該商店街にふさわしいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

（補助金の額）

第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「イベント事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。
- (4) 区長が必要と認める事業については、第1号又は第2号により算出された額に別途定めた額を加算して交付することができる。ただし、加算して交付する額が、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を上限とする。

- (5) 活性化事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額5,000万円のいずれか低い額とする。ただし、LEDなどの環境負荷を軽減する街路灯の新規設置又は建替えを行う場合は、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (6) 前号にかかわらず、「活性化事業」において、法人化商店街が事業を実施する場合には、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額7,500万円のいずれか低い額とする。
- (7) 前2号の規定にかかわらず、第2条第2号ウに規定する商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額1,000万円以内のいずれか低い額とする。
- (8) 前3号にかかわらず、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の2以内又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。
- (9) 「多言語対応事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額500万円のいずれか低い額とする。
- (10) 組織力強化事業については、補助対象経費の12分の11以内の額又は補助限度額2,000万円のいずれか低い額とする。
- (11) イベント事業又は活性化事業を合わせて行う場合の補助金の額は、第1号から第10号の額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (12) 複数の商店街等が共同若しくは協力をしてイベント事業又は活性化事業を行う場合の補助金の額は、第1号から第10号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (13) 小額支援事業については、補助対象経費の9分の8以内の額又は補助限度額55万5千円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、第4条に規定する商店街等が行う事業ごとに算出する額（1,000円未満の端数は切捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(事業の内容変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の名称若しくは実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて、区

長宛てに提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を確認し、相当と認めるときは、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

- 第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、区長が必要であると認めるときは速やかに書面により報告するものとする。

（実績報告）

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類等を添えて、速やかに区長宛てに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第4条の規定により算出する額（1,000円未満の端数は切捨て）又は第6条第3項に規定する額のいずれか低い額とする。

（補助金の支払等）

- 第11条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行ができると認める場合については、概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づく概算払の交付申請ができる補助事業者は、「杉並区商店街連合会（昭和26年10月25日設立）」に加入している補助事業者とする。なお、複数の商店街等が共同又は協力をしてイベント事業又は活性化事業を行う場合も同様とする。

- 3 補助事業者は、前2項の規定により概算払を申請しようとするときは、区長が定める期日までに、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（概算払）交付申請書（第7号様式）に必要な書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

- 4 概算払の額は、補助対象経費の3分の1以内の額又は150万円のいずれか低い額とする。（1,000円未満の端数は切捨て）

- 5 補助事業者は、第1項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）を区長宛てに提出するものとする。

- 6 補助事業者は、第1項から第4項の規定により概算払で補助金の支払を受けようとする場合は、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金概算払請求書（第9号様式）を区長宛てに提出するものとする。

7 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書を受領後、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金精算書（第10号様式）を区長宛てに提出し、速やかに補助金を精算するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第11号様式）により区長宛てに報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定額の変更）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定額の全部又は一部を変更することができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定額を変更した場合において、補助事業の当該変更に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

2 区長は、第10条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補助金に付すべき条件）

第16条 区長は、補助事業者に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1） 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。

（2） 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。

（3） 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区の承認を受けること。

(4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。

(5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備すること。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定による承認を受けようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る取得財産等処分承認申請書（第12号様式）を区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、前項の申請により承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部の納付を求めることができる。

(検査)

第18条 補助事業者は、区長が区職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告又は検査を求めた場合には、これに応じるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第19条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、区長が指示するところによる。

(区の事務処理)

第20条 区長は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 補助金の交付を行う場合は、あらかじめ補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業については、この限りでない。

(2) 補助事業者が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めること。

(3) 商店街等に対し、杉並区の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。

(4) 商店街等に対し、商店街等の団体との共催による事業を奨励するよう努めること。

(委任)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業振興センター所長が別にこれを定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

2 商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業であること。

3 旧杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱（平成11年3月1日杉生経発第1283号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成25年 3月15日杉並第62573号）
この要綱は、平成24年 4月 1日から適用する。

附 則（平成26年 5月14日杉並第8914号）
この要綱は、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則（平成27年 4月22日杉並第3818号）
この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

附 則（平成28年 5月 6日杉並第7175号）
この要綱は、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則（平成29年 6月 6日杉並第13228号）
この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。

附 則（平成30年 8月 9日杉並第26924号）
この要綱は、平成30年 4月 1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

1 イベント事業

(1) 文化、歴史など地域資源を生かしたイベント ① 季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③ スタンプラリー、ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール（コ ンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市
(2) 資源リサイクル、環境対策に関連したイベント ① エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみ ゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フ リーマーケット ④リサイクル用品フェア
(3) 地域福祉、健康に関連したイベント ① 高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバ ル
(4) 防犯防災や生活安全に関連したイベント ① 防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペー ン

* イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* イベント事業は、1商店街当たり1箇年度に2回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から3箇年度に限り、1商店街当たり1箇年度に3回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。なお、第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1箇年度に1回までとする。

* 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

<p>(1) 施設を整備する事業</p> <p>① 街路灯整備、改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備、改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計</p>
<p>(2) IT機能の強化を図るための事業</p> <p>① ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備</p>
<p>(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業</p> <p>① お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置</p>
<p>(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業</p> <p>① 空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）</p>
<p>(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業</p> <p>① 活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）</p>

*活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*第2条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、1箇年度に1回までとする。

別表第2（第3条関係）

1 イベント事業の補助対象経費

経費区分・内容	備考
事前周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の制作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
金券、商品券の印刷経費	
コピー代（ポスター、チラシ作成用のみ）	会員への連絡用のものは対象外
商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ホームページ開設経費は対象外
会場設営及び運営委託に要する経費	

舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
会場賃借料	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
街路灯等の装飾イルミネーションの取付撤去委託料	イベント実施期間外に係る費用は対象外
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
金魚すくい、輪投げ等のゲームを行うための経費	売上げを伴う場合は、売上げを補助対象経費より差し引く。
模擬店設営費	
景品購入費	
抽選会や福引の景品の購入に要する経費	・等級、本数、景品名、当選者数が確認できるものを具備
ビンゴ大会やクイズ大会等のゲーム景品・副賞	・不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
商店会が発行する商品券で換品された部分の経費	※商店会発行商品券は、換品した各店の領収書又は受払簿を提出
※景品単価1万円以下（消費税込）の部分 総額で90万円以下の部分（送料は含めない。）	
記念品購入費	
イベント来場者・参加者に配布する記念品、無料配布物	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
イベント来場者・参加者に無料で提供する模擬店の材料費	
出演料	
大道芸やコンサート出演者への出演に対する出演料	1件当たり1日100万円以下の部分
その他諸経費	
イベント事業のために雇い入れた短期雇用者の賃金	時間単価1,000円以下の部分。賃金台帳提出
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対する個人又は団体への謝礼（1団体又は1個人に対し、合計5,000円以内のもの）	※必ず受領書をもらうこと。 現金での謝礼は対象外
賠償責任保険、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
道路使用許可手数料	
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額1万円以下の部分

事業実施に直接必要な備品購入費 (イベント以外で使用できる汎用性が特に高いものを除く。)	レンタル可能な物は購入不可。 耐用年数を考慮し、安価で購入できるものを除く。
事業実施に直接必要な消耗品費	使用量が確認できない場合は対象外
事業実施に直接必要な駐車場、倉庫等の賃借料	物品等の保管目的は除く。
模擬店材料費 (有料で提供する場合) ※売上げは、補助対象経費より差し引く。	現金販売のみ。(縁日券等、現金と縁日券、無料配布物との併用も不可)

※ 100万円以上の経費 (1 イベントで1 業者から合計して100万円以上の場合も含む。) については、3 社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。(実績報告時に見積書提出)

2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	備考
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
飲食費・交通費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金	商店従業員の休業日での手伝いは対象
謝礼	
飲食費	
共催団体に対して支出する経費	
景品購入費	
景品単価が1万円を超える景品購入費 (超えた部分)	
総額で90万円を超える景品購入費 (超えた部分)	
現金、宝くじ	
事前周知した個数を超える景品購入費	
配布されていない景品購入費	
換品されていない商店会が発行する商品券購入費	
記念品購入費	
酒類の購入費	

イベント来場者一人一人に配布していないものの購入費	
不特定多数の者にあらかじめ周知していないものの購入費	
事前周知した個数を超える記念品購入費	
謝礼	
現金での謝礼	特定の個人に対するもの以外は対象外
1団体又は1個人に対し、合計5,000円を超える謝礼	
使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。
補助事業に直接必要のないもの	
会議費	
インターネットホームページの開設経費	イベント周知用ページの作成委託費を除く。
周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分	
パソコンの周辺機器等の購入費	
汎用性が特に高い備品購入費	
補助対象経費以外の消耗品購入費	
医薬品	
イベント期間外の賠償責任保険料、損害保険料等	
イベント中止の際に保険金が給付される保険の保険料	
総額1万円を超える撮影費（超えた部分）	
時間単価1,000円を超える部分の短期雇用者の賃金	
広告宣伝費以外に係るコピー代	
収入印紙代	

<<その他>>

- 1 年度をまたがって実施するイベントの経費
- 2 下記の条件を満たさない領収書の経費
 - ・ 領収書の宛先が「商店会」であること。
 - ・ 領収書に、日付・金額・購入品目・単価・個数（規模）・発行元名・発行元印があること。
 - ・ 領収書に単価・個数（規模）の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書の提示ができること。
 - ・ 領収書が当該年度内に発行されているもの

3 活性化事業の補助対象経費

区分・内容	摘要
施設整備に要する経費	
施設の設置、改修及び撤去に係る工事費	
建物、施設、施設案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
工事实施に係る設計、施工管理等を委託する経費	
レイアウト、デザイン等を委託する経費	
駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
IT機能の強化に要する経費	
ホームページの作成等を専門会社に委託する経費	ホームページ開設事業は50万円を限度とする。
ホームページの作成等に伴うパソコン等購入費	
各種カード端末機等の購入費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
宅配用等の車両購入費	
案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
商店街マップの作成に伴うデザイン費又は印刷費	商店街マップ事業は20万円を限度とする。
コミュニティ機能の強化に要する経費	
空き店舗の改装費	
空き店舗活用事業に係る建物賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。
空き店舗活用事業に係る人件費	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。 月額15万円を限度とする。

	機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
組織力、経営力強化に要する経費		
	専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	
	各種調査に係る謝金	
	会場賃借料	
	テキスト、参考図書、資料等の購入費	
	テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	
	研修会、後援会等への参加費	
	フラッグ、商店街カード等の購入費	
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	
	イベントに係る経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
上記経費に係る事業に付随する経費		
	事業に要する送料、運送料又は自動車借上料	
	事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
	事業実施に直接必要な備品購入費	
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*100万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*空き店舗活用事業における建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のため

の賃借料又は人件費のいずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

4 活性化事業の補助対象外となる経費

区分・内容	摘要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	

既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
別途定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等、パソコン及び周辺機器の購入単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

(資料5) 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目

平成24年6月29日
杉並第18054号

改正 平成25年3月15日杉並第62815号 平成26年5月14日杉並第8029号
平成27年4月22日杉並第3819号 平成28年6月13日杉並第14747号
平成29年6月6日杉並第13236号 平成30年8月9日杉並第26925号

(目的)

第1条 杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月29日杉並第17998号。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(要綱第2条関係)

第3条 要綱第2条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第2条第2号イに規定する「事業協同組合」については、同号ウに該当するものとする。
- (2) 要綱第2条第2号ウ(エ)に規定する「会則等」については、会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿とする。
- (3) 要綱別表第1に例示する「2活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「改修」とは、別表第1に掲げる法定耐用年数（以下「耐用年数」という。）を満了した既存施設について、当該施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改良及び商店街活性化に資する改良とし、経常的経費のみ及び機能維持のみの事業は対象としない。
 - イ 「空き店舗等を活用した事業」は、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。
- (4) 要綱第2条第6号アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
- (5) 要綱第2条第11号に規定する「小額支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 当該年度において、要綱第2条第7号から第10号までに規定する事業について補助金の交付申請を行う場合又は前年度において、同補助金の交付を受けた場合は、小額支援事業の交付申請を行うことはできないものとする。
 - イ 小額支援事業の交付申請は、年度内において1商店街当たりイベント事業及び活性化事業各々1回までとする。なお、同一商店街が交付申請を行うことができるのは、継続した2箇年までとする。

ウ 共催による実施は、アの要件を満たした商店街同士の申請に限り認めるものとする。

エ 「防災や環境など当該商店街にふさわしいテーマを掲げて」とは、地域実情又は商店街の立地・環境に鑑み、区長がふさわしいと判断できる場合をいう。

オ 「小規模な事業」とは、総事業費100万円以下の事業をいう。

(要綱第3条関係)

第4条 要綱第3条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 要綱第3条に規定する「区長が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち前号に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は、売上げに係る経費を前号に掲げる経費から除くものとする。

(要綱第4条関係)

第5条 要綱第4条第4号に規定する「区長が必要と認める事業」及び「別途定めた額」とは、別表第2に掲げたものとする。ただし、加算した額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を上限とする。

(要綱第5条関係)

第6条 要綱第5条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 要綱第5条に規定する「区長が定める期日」については、年度ごとに別に定める。

(2) 要綱第5条に規定する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容が分かる書類をいう。

(要綱第9条関係)

第7条 要綱第9条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 経費の名目、単価、規模及び日付が明らかである領収書の写し。ただし、領収書に単価、規模等の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書、契約書及び引渡書等

(2) 領収書のみでは、経費の支出目的、使途及び実態等が確認できないものについては、成果物、ポスター、チラシ、写真、預金通帳、現金出納簿、備品台帳、口座振替依頼書、固定資産台帳等の帳簿類等

(3) 業者選定を行った場合は、その経過が分かる書類

(要綱第10条関係)

第8条 要綱第10条第2項に規定する「第4条の規定により算出する額」とは、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。

(要綱第11条関係)

第9条 要綱第11条第3項に規定する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容が分かる書類並びに概算払を受けた後、補助金を他に流用したり、別の用途に使用しない旨を記載した誓約書をいう。

(要綱第17条関係)

第10条 要綱第17条の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第17条第1項に規定する「区長が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過した日とする。
- (2) 要綱第17条第1項の規定により、取得財産等処分承認申請書の提出があった場合は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日23財主財第38号）」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月13日杉並第14747号）

この規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月6日杉並第13236号）

この規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月9日杉並第26925号）

この規定は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

耐用年数

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯、ガードレール）	10年
事務機器及び通信機器 （電子計算機〈パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）〉）	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年

別表第2（第5条関係）

区長が必要と認める事業	補助事業者	別途定めた額
阿佐谷七夕まつり	阿佐谷商店街振興組合	150万円
久我山ホテル祭り	商店街振興組合久我山商店会	100万円

(資料6) 補助金申請実務の概要

・ 補助対象事業

補助対象となる「商店街等が行う事業」は、区要綱第2条第6号に規定され、「ハロー西荻」事業及び「おわら風の舞」事業は、区要綱第2条第7号のイベント事業及び商店街の共催による事業に該当する。

この共催による事業は、事業毎に参加商店会の中から代表商店会を定め、参加商店会は、代表商店会に補助金の申請及び受領の権限を委任し、費用を分担して実施しているものである。

共催事業については、令和元年8月に実施した「令和2年度商店街助成事業説明会」別添資料で以下のとおり説明している。

なお、「ハロー西荻」及び「おわら風の舞」事業は、いずれも、実行委員会を組織して実施していたものであるが、この資料中「4. 実行委員会形式で行う際の注意点」に掲げる条件は満たしていないので、一般の共催事業とみなされる。

○ 共催事業について

1. 必要要件

(1) 区が認めた複数の商店街が主催しているもの

(2) 共催団体全てにおいて、以下のいずれかに該当していること

① 商店街振興組合(商店街振興組合法により設立)及び事業協同組合(中小企業等協同組合法により設立)、杉並区商店会連合会 ※地区の連合会は対象外

② 区が商店街と認めるもの(杉並区商店会名簿に商店街名が載っていること)

※会則・役員名簿・決算書を具備していること

(3) 共催団体全てが経費を負担しており、その負担割合に妥当性があること

(4) 町会や、杉並区が認めていない商店街が主催者に含まれていないこと

(5) 契約書、請求書、領収書等の帳票の名義(宛名)は、全て代表商店会名に統一すること

2. 共催事業における構成団体ごとの経費負担(按分)について

(1) 申請時(予定額)及び実績報告時(補助確定額)に補助対象経費の按分表を提出すること

(2) 補助対象経費に係る構成団体ごとの負担割合に妥当性があること

※収入明細の備考欄に按分率の根拠を記載

(3) 実績報告時(補助確定額)における経費負担分については、構成団体ごとの決算書に記載すること

3. 構成団体に対して支払う経費について

(1) 構成団体(商店街等)に対して支払う経費について、生業に支払うもの以外は補助対象外とする

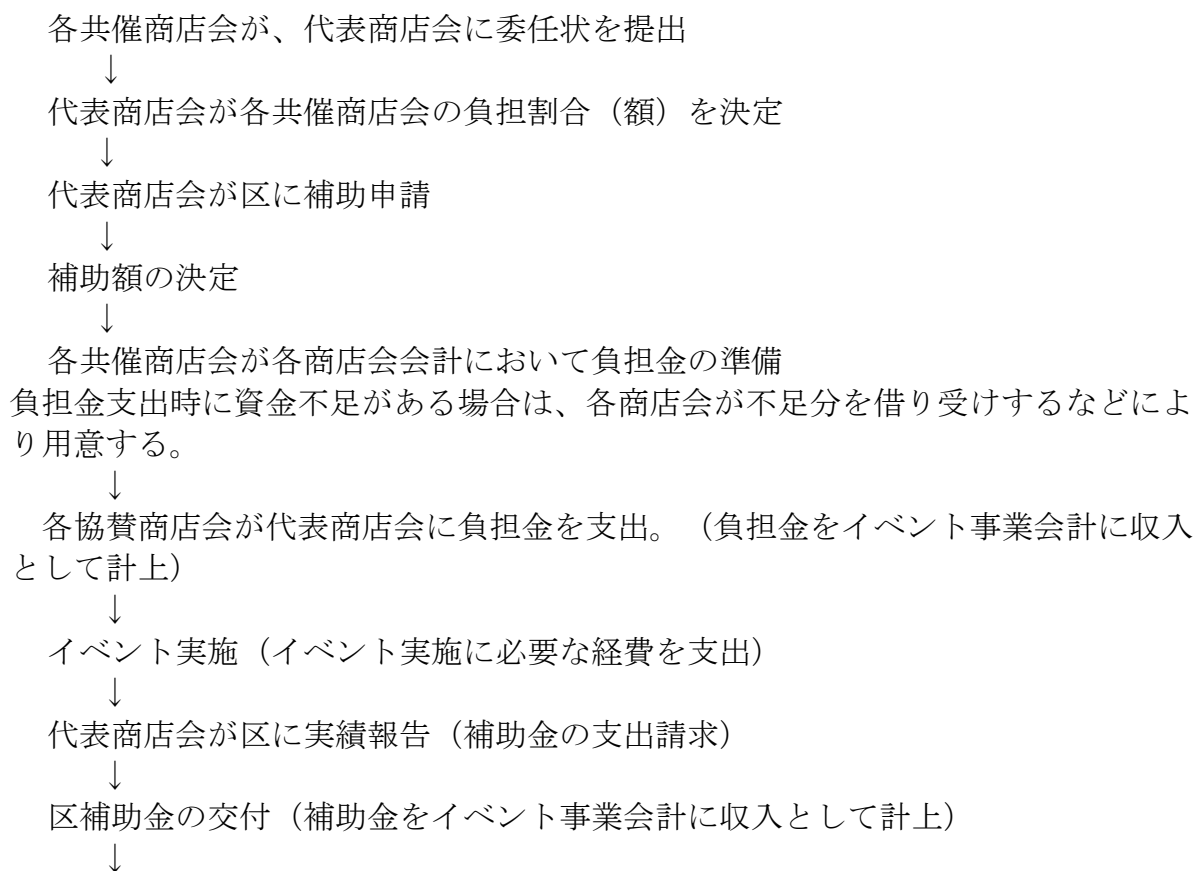
4. 実行委員会形式で行う際の注意点

- (1) 実行委員会が、区が認めた複数の商店街等で構成されている事（単独商店街の主催事業では不可）
- (2) 実行委員会の会則等及び委員会の構成組織がわかるもの、決算書を提出すること
 - ※共催する全ての商店会等が1つ以上の担当(役割)を持ち、かつ決算書を提出
- (3) 実行委員会の構成団体は、当該イベント事業の補助申請商店街に限ること
- (4) 契約書、請求書、領収書等の帳票の名義(宛名)は、全て実行委員会名に統一すること
 - ※実行委員会における構成団体ごとの経費負担は、「2. 共催事業における構成団体ごとの経費負担(按分)について」「3. 構成団体に対して支払う経費について」と同様。

○補助対象となる商店街等

「商店街等」については、区要綱第2条第1号から3号に規定している。
 また、「補助事業者」は、区要綱第2条第4号で、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等と規定している。

(1) 商店会補助事業の手続き【代表商店会がある場合の流れ】



会計清算。各商店会に負担金の払い戻しがある場合については、イベント会計から各共催商店会へ支出（イベント事業会計から支出）（分担金の実負担額が確定）



各共催商店会が払い戻し金を受領



分担金支出時に借り受けした分を返済

（2）イベント事業補助金に係る事業実績報告受理・審査の流れについて

【第1段階 各商店会→杉商連への提出】

- ① 申請商店会は、事業実績報告を産業振興センターではなく、杉並区商店街連合会（以下「杉商連」という）に提出する。
- ② 実績報告書類のうち「事業費経費別明細」については、商店会からデータ又紙（所定フォーマット有※）で杉商連に提出するほか、他の書類は紙で提出する。

※補助金申請の各種様式は杉商連公式ホームページに掲載しており、商店会は、掲載データをダウンロードして申請している。（電子データを活用できない商店会には、センターから紙媒体を提供している。）

【第2段階 杉商連審査】

- ① 杉商連は、「杉並区商店街補助金審査業務委託仕様書」に基づき、第一次チェックとして書類を受理し、内容を審査する。
- ② 仕様書に記載されている委託内容「経費別明細書の対象経費を、都の指定する経費区分別に振り分け、データの入力を行うこと。」については、以下の2点の作業を行う。

ア経費別明細書を紙で作成し、提出されたものは、杉商連がエクセル様式にデータ入力する。

イ商店会から提出された経費別明細書のデータと領収書その他の関係書類と照合して、正しい経費区分別振り分け、領収書等に基づく項目の細分化*等修正作業を行う。

※1枚の領収書・請求書等に複数物品等の項目が列記されている場合は、補助対象・補助対象外であるかを見極めた上で個別物品ごとに項目を分割して記載し直している。

※補助対象外経費で個別物品の数量等が多いなどの場合は、商店会が提出した経費別明細書の項目そのものを削除する場合もある。（このため、実績報告時に提出する現金出納簿の項目とは必ずしも一致していない。都は現金出納簿の記載と経費別明細書の記載は一致させるべきと指摘している。）

- ③ 杉商連から、「事業費経費別明細」は電子データで、その他の実績報告は紙でセンターへ提出する。

なお、センターは、杉商連から提出されたデータ及び書類のみ把握しており、各商店会が杉商連に提出した前記第一段階のデータ・書類については関知していない。

【第3段階 センター審査】

- ① センターが、第二次チェックとして杉商連から提出された書類を審査する。
- ② 疑義があるときは、形式的で軽微なもの*は杉商連に確認、修正を依頼する。
イベント実施に関する疑義については、センターが直接商店会に照会、確認し（口頭が多い。）、修正後のデータを送付してもらう等で対応している。
（メールでのやりとりが可能な商店会については、修正後の書類は電子データでの提出を依頼している。）
※審査委託業務時に確認されるべき事項（書類の不足、書類の日付未記入等）
- ③ センターが修正し、最終的に都へ提出した確定版の実績報告書は、杉商連、各商店会へフィードバックしていない。
商店会から補助金交付額等について問合せがあったときのみ、随時対応（口頭で説明等）している。
- ④ 杉商連からの提出データについては、担当が提出データを保存し、コピーデータを作成した上で、区の修正を加えている。

(資料7) 西商連加盟商店会及び補助事業参加商店会一覧

◎代表商店会 ○参加商店会

	商店会名	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
		ハロー	おわら	ハロー	おわら	ハロー	おわら	ハロー	おわら	ハロー	おわら
		22	13	22	12	22	12	22	12	22	16
1	宿町商興会	○		○		○		○		○	
2	女子大通り商和会	○		○		○		○		○	
3	西荻一番街商店会	○		○		○		○		○	○
4	西荻伏見通り商店会振興組合	○		○		○		○		○	
5	西荻窪北銀座銀商会	○		○		○		○		○	
6	西荻北銀座商友会	○		○		○		○		○	
7	西荻北銀座本町会	○		○		○		○		○	
8	西荻南口仲通り会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	西荻窪銀座会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	サカエ通り会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	松庵商店会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	西荻窪駅南通り会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	西荻窪南本町会	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
14	五日市通り商店会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	西荻南銀座会	○	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
16	西荻南中央通り銀盛会				○		○		○		○
17	西荻東銀座会	○	○	○		○		○		○	○
18	西荻平和通り会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	神明通り共和会	○	○	○		○		○		○	○
20	西荻ステーション街商店会	○		○		○		○		○	○
21	西荻東三條通り伸興会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	広小路親栄会	◎		◎		○		○		○	
	(杉商連非加盟)										
23	西荻南駅前商店会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	ワイズマート 西荻窪店										

(資料8) 各年度の補助金額

西荻おわら風の舞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
総事業費		2,252,171	2,271,207	2,395,787	2,366,992	2,490,395	11,776,552
補助金確定額	都	1,115,000	1,076,000	1,145,000	1,159,000	0	4,495,000
	区	742,000	717,000	770,000	772,000	1,941,000	4,942,000
	計	1,857,000	1,793,000	1,915,000	1,931,000	1,941,000	9,437,000

※平成30年度都補助金1,141,000円は、都への申請取り下げ、区は支給済みで実質区負担

ハロー西荻

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
総事業費		6,679,968	6,691,596	5,802,821	5,995,167	6,778,125	31,947,677
補助金確定額	都	3,242,000	3,124,000	2,582,000	2,705,000	3,108,000	14,761,000
	区	2,161,000	2,077,000	1,722,000	1,811,000	2,071,000	9,842,000
	計	5,403,000	5,201,000	4,304,000	4,516,000	5,179,000	24,603,000

※「おわら風の舞」において平成30年度都補助金申請を取り下げた理由

平成31年3月1日に区から代表商店会に都区補助金の全額を支給後、3月22日に都からホームページやポスターに記載された参加商店会に間違いがあるとの疑義照会があった。

その後、センターの確認作業によって事業の実績報告に一部不明瞭な会計処理が行われていたことが判明し、今後、当該事業の会計処理全般の調査・確認が必要であるとして、同年3月29日付で、区が都補助金の申請を取り下げた。

(資料9) 補助金支給日及び対象商店会一覧

補助金支給日及び対象商店会一覧										
イベント名:西荻おわら風の舞										
商店会名	26年度補助金確定額		27年度補助金確定額		28年度補助金確定額		29年度補助金確定額		30年度補助金確定額	
	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分
西荻窪南本町会	159,000	106,000	251,000	167,000	100,000	66,000	162,000	108,000	85,000	59,000
西荻一番街商店会	—	—	—	—	—	—	—	—	91,000	64,000
西荻窪駅南通り会	150,000	100,000	75,000	50,000	95,000	64,000	162,000	108,000	80,000	55,000
西荻南銀座会	125,000	83,000	75,000	50,000	95,000	64,000	162,000	108,000	80,000	55,000
五日市通り商店会	101,000	67,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	91,000	64,000
西荻窪銀座会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	91,000	64,000
西荻東銀座会	65,000	43,000	—	—	—	—	—	—	91,000	64,000
西荻南中央通り銀座会	—	—	75,000	50,000	95,000	64,000	120,000	80,000	80,000	55,000
西荻平和通り会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	162,000	108,000	91,000	64,000
西荻南口仲通り会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	120,000	80,000	91,000	64,000
サカエ通り会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	22,000	16,000
松庵商店会	65,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	121,000	80,000	91,000	64,000
神明通り共和会	64,000	43,000	—	—	—	—	—	—	91,000	64,000
西荻南駅前商店会	64,000	43,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	22,000	16,000
西荻東三條通り伸興会	62,000	42,000	75,000	50,000	95,000	64,000	30,000	20,000	22,000	16,000
西荻ステーション街商店会	—	—	—	—	—	—	—	—	22,000	16,000
合計 (A)	1,115,000	742,000	1,076,000	717,000	1,145,000	770,000	1,159,000	772,000	1,141,000	800,000
都からの収入日・区からの支払日	H27.3.30	H26.11.28	H28.3.3	H27.12.1	H29.3.15	H28.12.19	H30.3.1	H29.11.1	—	H31.3.1
※30年度分は都から未交付のため都への返還は生じない。										
※代表商店会は、平成26年度～30年度 西荻窪南本町会										

イベント名:ハロー西荻										
商店会名	26年度補助金確定額		27年度補助金確定額		28年度補助金確定額		29年度補助金確定額		30年度補助金確定額	
	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分	都補助分	区補助分
西荻窪北銀座銀商会	189,000	126,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻伏見通り商店街振興組合	189,000	126,000	175,000	116,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻窪銀座会	185,000	124,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻東銀座会	183,000	122,000	125,000	83,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻平和通り会	183,000	122,000	125,000	83,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻ステーション街商店会	183,000	122,000	100,000	66,000	117,000	78,000	154,000	103,000	135,000	90,000
西荻南銀座会	169,000	112,000	125,000	83,000	125,000	84,000	22,000	15,000	157,000	105,000
西荻窪駅南通り会	111,000	74,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻一番街商店会	165,000	110,000	175,000	116,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻北銀座本町会	165,000	110,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
西荻南口仲通り会	165,000	110,000	150,000	100,000	117,000	78,000	150,000	100,000	150,000	100,000
サカエ通り会	161,000	108,000	150,000	100,000	117,000	78,000	135,000	90,000	135,000	90,000
五日市通り商店会	141,000	94,000	130,000	86,000	117,000	78,000	115,000	77,000	105,000	70,000
松庵商店会	141,000	94,000	150,000	100,000	117,000	78,000	154,000	103,000	170,000	113,000
神明通り共和会	141,000	94,000	125,000	83,000	117,000	78,000	115,000	77,000	135,000	90,000
西荻北銀座商友会	141,000	94,000	150,000	100,000	117,000	78,000	115,000	77,000	170,000	113,000
西荻窪南本町会	141,000	94,000	150,000	100,000	117,000	78,000	115,000	77,000	150,000	100,000
西荻南駅前商店会	109,000	73,000	100,000	66,000	117,000	78,000	90,000	60,000	77,000	52,000
宿町商興会	95,000	63,000	100,000	66,000	117,000	78,000	77,000	52,000	135,000	90,000
西荻東三條通り伸興会	95,000	63,000	100,000	66,000	117,000	78,000	77,000	52,000	75,000	50,000
女子大通り商和会	95,000	63,000	175,000	116,000	117,000	78,000	77,000	52,000	77,000	52,000
広小路親栄会	95,000	63,000	219,000	147,000	117,000	78,000	77,000	52,000	77,000	52,000
合計 (A)	3,242,000	2,161,000	3,124,000	2,077,000	2,582,000	1,722,000	2,705,000	1,811,000	3,108,000	2,071,000
都からの収入日・区からの支払日	H27.3.4	H26.10.9	H27.12.18	H27.9.18	H28.10.3	H28.8.26	H30.3.1	H29.9.29	H31.2.25	H30.11.26
※代表商店会は、平成26・27年度 広小路親栄会、平成28～30年度 西荻南銀座会										

(資料10) 「ハロー西荻」及び「おわら風の舞」の補助申請等の経過

【ハロー西荻】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
補助金説明会日	26. 2. 19	27. 2. 9	28. 2. 5	29. 2. 8	30. 2. 9
補助金交付申請日	26. 3. 3	27. 3. 2	28. 3. 4	29. 3. 3	30. 3. 2
交付決定通知日	26. 4. 1	27. 4. 1	28. 4. 1	29. 4. 1	30. 4. 1
イベント実施日	26. 5. 24 ～7. 19	27. 5. 23 ～5. 24	28. 5. 28 ～5. 29	29. 5. 27 ～5. 28	30. 5. 26 ～5. 27
実績報告提出日	26. 9. 8	27. 8. 12	28. 7. 25	29. 9. 11	30. 11. 1
確定通知日	26. 9. 29	27. 8. 25	28. 8. 12	29. 9. 22	30. 11. 12

【おわら風の舞】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
補助金説明会日	26. 2. 19	27. 2. 9	28. 2. 5	29. 2. 8	30. 2. 9
補助金交付申請日	26. 3. 3	27. 3. 2	28. 3. 4	29. 3. 3	30. 3. 2
交付決定通知日	26. 4. 1	27. 4. 1	28. 4. 1	29. 4. 1	30. 4. 1
イベント実施日	26. 7. 27	27. 7. 26	28. 7. 31	29. 7. 30	30. 7. 29
実績報告提出日	26. 11. 4	27. 11. 5	28. 10. 30	29. 10. 17	31. 2. 8
確定通知日	26. 11. 14	27. 11. 17	28. 12. 12	29. 10. 23	31. 2. 20

(資料 1 1) 領収書偽造額

領収書の偽造について						
イベント名	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	西荻おわら風の舞	ハロ―西荻
年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度
発行年月日	平成26年7月27日	平成27年7月26日	平成28年8月1日	平成29年7月30日	平成30年7月29日	平成30年5月26日
宛先(代表商店会)	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻窪南本町会	西荻南銀座会
発行者	越中おわら節同好会会長					
支出内容	西荻おわら風の舞の出演料 単位 円					
補助金実績報告の金額 (偽った領収書の金額)	638,400	650,000	700,000	700,000	700,000	50,000
西商連会計帳簿に記載された金額(実際に相手に支払った金額)	400,432	400,000	400,000	400,000	400,000	33,000
水増し額	237,968	250,000	300,000	300,000	300,000	17,000
				水増し額合計		1,404,968

※ 領収書偽造による補助金の過支給額は、1,170,806 円

(資料12) 趣意書等による協賛金未計上額

西荻おわら風の舞								
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計	
収益	実績報告書上の収益	0	0	0	0	0	0	
	西商連収支報告上の収益	協賛金	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,251,000	5,191,000
	差額		935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,251,000	5,191,000
ハロ―西荻								
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計	
収益	実績報告書上の収益	計	0	0	0	0	0	
	西商連収支報告上の収益	協賛金	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,525,000	5,100,000
	差額		770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,525,000	5,100,000
							10,291,000	

※ 協賛金未計上による補助金の過支給額は、8,575,833円

(資料13) 東京都に対する照会・回答文



31 産労商地第 1760 号
令和元年 10 月 25 日

杉並区商店会に関する補助金検証委員会第二部会長
杉並区区民生活部管理課長 武田 護 様

東京都産業労働局商工部地域産業振興課長
佐藤 志信

「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」及び「東京都商店街
チャレンジ戦略支援事業費補助金」に関する意見照会について(回答)

令和元年10月21日付31杉並第39163号で照会のありました標記の件につきましては、
下記のとおり回答いたします。

記

- 1 「東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル質疑応答集」(以下「都
マニュアル Q&A」という。)において、協賛金の取扱いに関する説明内容が前年とは変
更されていますが(26年度版ではQ73, 27年度版ではQ78)、その理由は、以下のとお
りで相違ないでしょうか。

「東京都は、平成25年度以前より、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益とし
て計上し補助対象経費から差し引くという考えであるが、平成26年度版の都マニ
ュアル Q&A、Q73 には、「広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となる」と
の記載があった。そこで、平成27年度の都マニュアル Q&AQ78 では、「イベントに
対する協賛金という名目で企業等から資金提供を受けた場合は収益となります。」と
分かりやすく説明を変えたもの。」

【回答】

補助事業は、都民等から徴収された税金を財源としていることに鑑み、補助金適正
化法や都の補助金交付規則においても、事業の公益性はもとより、適正かつ効率的に
使用されるよう努めなければならないものとされており、補助事業の実施にあたって
収入を得た場合には、補助対象経費から収入を控除することが、原則の考え方である
と認識しております。

質疑応答集の該当部分は、平成26年度に行った平成25年度事業分の検査において、
協賛金の未計上が杉並区の複数の商店街イベントで発覚したこと等を受け、補助を行
うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化した
ものであり、従前からの取扱いを変更したものではありません。

なお、質疑応答集の改正前の平成26年度事業においても、杉並区の他のイベントを
はじめ各区市町村から提出されたイベント実績報告書の中には、「広告料」のほか「協
賛金」、「募金」、「寄付金」といった名目で、収入が適切に計上されております。

こうしたことから、都としては協賛金等を収入計上しなければならないことは、各

区市町村の現場で御理解していただいているものと認識しておりました。

- 2 平成 27 年夏に、東京都産業労働局商工部産業振興課商店街振興担当から、電話により「商店会として受けた寄付は、イベントではなく商店会の本体会計に入れば補助対象経費（収入）に含めない」との説明がなされたと認識していますが、相違ありませんでしょうか。

相違がある場合は、どのような説明を行ったのかお示してください。

【回答】

当該職員への聴取を行いました。当時の口頭でのやり取りは発言の有無を含め詳細を確認することはできませんでした。なお、本事業の制度上、従来から商店街に対する寄付について、特定のイベントに対するものではなく、商店会活動全般に対する寄付があった際には、商店街の本体会計に計上し、補助対象として収入計上しなくても差し支えないとしております。

- 3 平成 27 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る「ハロー西荻」の疑義照会（別紙 1-1、1-2）平成 28 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る「ハロー西荻」の疑義照会（別紙 2）がなされていますが、協賛金の未計上について、具体的な指摘がなかったことについては、以下の理由で相違ありませんでしょうか。

「東京都は、都下の全ての自治体を対象に補助金の適正受給を確保する立場から、基本的に当該自治体から提出のあった実績報告書等に記載された事項に関して、疑義照会を行っているのであって、特段の引き継ぎがなければ、協賛金を含め、記載のない事項について指摘することは困難である。」

【回答】

本事業は間接補助事業であり、都から区市町村へ交付する補助金については、区市町村から提出された実績報告に基づき審査を行っております。

その審査は、要綱で定められた各イベント事業の具体的内容や経費区分毎の集計実績値等を記した様式別紙 2 及び区市町村担当者が行った審査状況を記載し、履行確認印を押印していただいた様式別紙 3 により審査を行っております。

そのため、協賛金を含む収入や支出の詳細な状況については、区市町村において、商店会の決算書や領収書等により確認していただくこととなっております。

このことから、区市町村からの実績報告書に協賛金についての計上が無ければ、原則として、区の実績報告が正しいものとして処理いたします。

なお、都が区市町村に対して行う立入検査の際には、都職員が区市町村に赴き、保管されている商店会の決算書類等により経費の裏付けとなる資料の確認も行っており、実際、平成 25 年度に実施された杉並区の商店街イベントで協賛金の未計上を発見し、指摘いたしました。

また、上記指摘を行ったことから、平成 26 年度に杉並区から実績報告書が提出された際には、前年度事業分で指摘したイベント事業で協賛金の計上がなかったため、都から貴区の産業振興センター商業係御担当者に対して、改めて協賛金の有無を確認させていただき「協賛金なし」との御回答を得ております。

- 4 都から令和元年9月17日付、31産労商地第1576号で示された「平成26年度事業分実績報告書(別紙1)」文書について、「鉛筆書き」で加筆した部分について、誰が、いつ、記載したのでしょうか。また、その裏付けとなる根拠があればお示してください。

【回答】

当時の担当者に聴取したところ、平成26年度の実績報告書受領時に、貴区の産業振興センター商業係御担当者に電話で確認した内容を補記したものであると確認しました。

- 5 令和元年9月20日の「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る不適正事案の再発防止に向けた説明会」において配布された資料に示された「イベント開催に際し、お祝金等を受領し、協賛金看板(花かけ)などで表示している場合には、原則としてイベントに対する収入として収入計上する」という新たな取扱いが示されましたが、何故、取扱いの変更に至ったのか理由をお示してください。

また、当該取扱いが実施されると、イベント期間中にイベント以外の目的のために寄付された協賛金は、花かけに載せられないことになり、儀礼を重視する商店街として寄付者に謝意を示すことができなくなる取扱いになります。

これに対するお考えをお聞ぎします。

【回答】

令和元年9月20日の説明会の趣旨は、今回の事案を踏まえ、これまでの都の指導方針に従って運用していた点を具体的に例示を挙げて説明したものであり、従来の取扱いの変更を行ったものではありません。

例えば御指摘の花かけは、そのイベントへ協賛したものと外観上推察されるので「原則、収入計上されるべき」との認識をお示したものです。

後段の御質問につきまして、例えば、寄付された協賛金の目的が特定のイベントに対するものでないことが明らかであり、イベントに対する協賛金と区別して適切に経理処理されていれば、花かけに掲示することは可能であり、収入計上の必要もございません。説明会で「原則」と説明したのは、こうした例外を念頭に置いてのものです。

この点について、説明会の際に別の自治体から同様の質問があり、回答させていただきましたが、他の自治体において、イベントとは別の目的で募集した協賛金の花掛け看板を掲示している事例もございます。

以上、御回答申し上げます。

(資料 1 4) 平成 30 年度補助事業一覧 (イベント・活性化事業)

(「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」を除くイベント事業)

商店会名	イベント事業 事業の名称
杉並区商店会連合会	すぎなみ春らんまん祭
杉並区商店会連合会	ウキウキわくわくお年玉プレゼント
東高円寺駅通り商店会	ニコニコ納涼大会
東高円寺駅通り商店会	ニコニコロード歳末大売出し
新高円寺通商店街振興組合	歳末大売り出し
エトアール通り商店会	第 14 回秋のエトアール祭「エトいち」
高円寺パル商店街振興組合	パルウインターイルミネーション
高円寺パル商店街振興組合他 7 商店会	高円寺阿波おどり応援！商店街セール
高円寺あづま通り商店会他 10 商店会 (高円寺びっくり大道芸実行委員会)	高円寺びっくり大道芸 2 0 1 8
高円寺あづま通り商店会	サマーセール
高円寺あづま通り商店会	歳末セール
高円寺銀座商店会協同組合	純情夏祭り
高円寺銀座商店会協同組合他 2 商店会	歳末福引大売り出し
高円寺中通商栄会	高円寺中通りミュージックストリート
高円寺北中通り商栄会	馬橋盆踊り
高円寺南商店会	高円寺駅南口広場イルミネーション
阿佐谷北口駅前スターロード商店会	第 10 回阿佐谷スターロードフェスティバル
阿佐谷商店街振興組合他 7 商店街 (阿佐谷七夕まつり連合会)	第 65 回阿佐谷七夕まつり
阿佐谷商店街振興組合	2018 歳末ビックセール
阿佐谷商店街振興組合他 5 商店街 (阿佐谷イルミネーション連合会)	阿佐谷イルミネーション
南阿佐谷すずらん商店街振興組合	すずらん歳末福引セール
阿佐谷商和会	花と苗のプレゼントと花まつり
阿佐谷商和会	ラッキープレゼントセール
阿佐谷松山通り商店街交友会	母の日だよ！ゆうやけ市
阿佐谷松山通り商店街交友会	七五三だよ！ゆうやけ市
銀栄商店会	歳末スピードくじ付大売出し
天沼新生会	天沼新生会子供まつり
荻窪川南共栄会	ジャンボもちつき大会

上荻本町通り商店会	上荻ちょうちんフェスタ 2018
上荻本町通り商店会	上荻ブライトフェスタ 2018
荻窪銀座商店会	荻窪ロックフェス
荻窪銀座商店会他 2 商店会	荻窪イルミネーション
荻窪北口駅前通商店会他 1 商店会	チビッ子集まれお祭りだ
教会通り新栄会	みんなおいでよ
タウンセブン会	タウンセブンゴールデンウィークこどもフェスタ
タウンセブン会	タウンセブンの秋まつり
タウンセブン会他 3 商店会	荻窪納涼まつり
荻窪北口大通り商店街振興組合	新春もちつき大会
八丁通り商店会	2018 秋祭りスタンプラリー抽選会
八丁通り商店会	2018 光の祭典
八丁通り商店会他 1 商店会	2018 打ち水大作戦
荻窪白山通り商店会	ハクサントウンズイルミネーション
荻窪一・二丁目商栄会	商栄会イルミネーション
荻窪日の出街商店会	日の出街ストリートビアガーデン
荻窪日の出街商店会	荻窪日の出街イルミネーション
荻窪南口仲通り商店会	仲通りサマーフェスタ
荻窪南口仲通り商店会	仲通りウィンターフェスティバル
西田商店会	西田秋まつり
西田商店会	豆まきもちつき大会
荻窪南口大通り親交商店会	荻窪南口親交商店会秋まつり
女子大通り商和会	盆踊りと縁日の夕べ
女子大通り商和会他 1 商店会	300m バス通りが巨大キャンパス
西荻窪北銀座銀商會他 1 商店会	西荻イルミネーション
西荻北銀座商友会	ハロウィン 2018 in 商友会
西荻北銀座商友会	商友会イルミ祭り
西荻南口仲通り会	ピンクの象を引っ張るぞー
西荻窪駅南通り会	駅南通り会 野菜祭り
西荻南銀座会他 21 商店会	ハロー西荻
西荻南中央通り銀盛会	ビッグサマーセール
西荻南中央通り銀盛会	歳末ビッグセール
西荻東銀座会	ひかりのにおウィンターフェア 2018
西荻ステーション街商店会	鉢花プレゼントキャンペーン
広小路親栄会	広小路祭
新町商栄会	謝恩新町商栄会祭り
下井草商店街振興組合	下井草商店街!夏の大感謝祭!2018
下井草商店街振興組合	下井草商店街!冬の大感謝祭!2018
西武井荻商店街振興組合	PONTE IOGI 夏の祭典

西武井荻商店街振興組合	PONTE IOGI 冬の祭典
上井草商店街振興組合	かみいぐさ夏まつり (2018年)
上井草商店街振興組合	かみいぐさ ハッピーハロウィン (2018年)
井草北商店会	第27回ちびっこ夏まつり
井草北商店会	IGUSA ハロウィン
杉成商店会	ハロウィンフェスティバル
松ノ木八幡通り商店会他3商店会	松ノ木地域納涼大会
松ノ木八幡通り商店会	ゆめ縁日
松ノ木八幡通り商店会	歳末大売り出し
妙法寺門前通り商店会	第10回妙法寺夏のふれあい祭り みんな集まれ!
妙法寺門前通り商店会	第5回 千日紅市
妙法寺門前通り商店会他1商店会	歳末感謝祭
和田商店会	商店街スタンプラリー&ミニ講座
和田商店会	どすこいマルシェ
佼成会通り商店会	納涼フェア
佼成会通り商店会他1商店会	商店会 もりもりフェスタ
佼成会通り商店会	キラキラ感謝フェア
方南銀座商店街振興組合	第20回杉並方南歌謡祭&みんなで踊ろうエイサー
方南銀座商店街振興組合	2019わくわくまつり
和泉明店街	うりずん祭り
和泉明店街	かりゆし祭り&カラオケ大会
和泉仲通り商栄会	スピード三角くじ&街画廊・夏
和泉仲通り商栄会	スピード三角くじ&街画廊・冬
八幡前通り商栄会	鞍掛の松祭り
永福町駅北口商和会	夏だ! わくわく抽選会
永福町駅北口商和会	歳末わくわく抽選会
永福町商店街振興組合	ハッピーサマー福引キャンペーン
永福町商店街振興組合他1商店会	永福町夢フェスタ夜まつり
永福町商店街振興組合	永福町オータムフェスティバル
西永福協栄会	初夏の西永福祭
西永福協栄会	西永福ふる里盆踊り大会
浜田山壺番街	第13回浜田山壺番街夏祭り
浜田山壺番街	2018 浜田山壺番街年末大売り出し
浜田山銀座商店会	ハロウィーンイベント
富士見丘商店会	七夕祭り
富士見丘商店会	感謝セール
商店街振興組合久我山商店会他2商店会	第23回ホテル祭り

商店街振興組合久我山商店会他 2 商店会	第 46 回納涼盆踊り大会
商店街振興組合久我山商店会他 2 商店会	第 21 回ピカピカ祭り
高井戸共栄会	フェスティバルサマーナイト 2018

(活性化事業)

商店会名	事業名称
高円寺あづま通り商店会	高円寺あづま通り商店会ホームページリニューアル事業
高円寺中通商栄会	高円寺中通商栄会ホームページリニューアル事業
高円寺北中通り商栄会	高円寺北中通り商栄会ホームページリニューアル事業
日大二高通り商店会	日大二高通り商店会フラッグ作成事業
天沼協和会	フラッグの作成
荻窪銀座商店会	荻窪銀座商店会ホームページリニューアル事業
教会通り新栄会	教会通り新栄会フラッグ事業
荻窪北口大通り商店街振興組合	放送設備リニューアル事業
荻窪白山通り商店会	ハクサンタウンズ フラッグ事業
荻窪一・二丁目商栄会	街路灯フラッグ取付事業
荻窪すずらん通り商盛会	アーチのリニューアル化事業
西武井荻商店街振興組合	西武井荻商店街振興組合マップ事業
和泉明店街	和泉明店街マップ事業
和泉仲通り商栄会	和泉仲通り TOWN MAP 事業
和泉仲通り商栄会	和泉仲通りフラッグ事業

(資料 15) 外部有識者の意見

＜高橋弁護士・公認会計士＞

第1 補助金支給決定額の変更の可否について

1 本件交付要綱第13条1項各号に定める事由該当性について

本件交付要綱第13条及び14条は、交付決定額の変更及び補助金の返還に関し、それぞれ以下のとおり規定している（なお、平成26年度ないし28年度までの本件交付要綱第13条1項では、「交付決定の全部又は一部の変更」と規定されているが、検討事項との関係で本質的に変わるところはないと考えられることから、平成29年度以降の本件交付要綱第13条1が適用されるものとして検討する。また、平成26年度及び27年度の本件交付要綱では、13条第2項の趣旨が内包されているものと解されることから、平成26年度及び27年度分についても、平成28年度ないし30年度と同様に検討する。）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定額の全部又は一部を変更することができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第14条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定額を変更した場合において、補助事業の当該変更に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

2 区長は第10条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

以上の規定によれば、区長が、本件補助金の交付決定額を変更するためには、本件交付要綱13条1項各号に定める事由のいずれかに該当する必要がある。

これを本件についてみると、本件交付要綱見基づく補助金の額は、第9条に定める実績報告書及び添付書類（なお、添付書類の詳細は、杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目（以下「本件実施細目」という。）第7条に規定されている。）に基づき、その内容を確認するなどして決定されることから（第10条）、本件のように実際に相手方（越中おわら節同好会）に支払った金額に本件水増分経費を加えた金額を実績報告書に記載し、それに見合う本件領収書を自ら作成することは、実際の事実関係とは異なっている以上「偽り」に該当する。

そして、本件水増分経費を含めた金額を基礎として決定された補助金額の支給を受けることは、「偽り」の「手段により補助金の交付を受けたとき」に該当する。

よって、本件における補助事業者の行為は、本件交付要綱第13条第1項第1号に該当するものとする。

この点、杉並区による聴き取りによれば、本件水増分経費は、越中おわら節同好会（又は高尾会）との事前打合わせ、お弁当、打ち上げ、ボランティア経費及びお茶等とし支出した旨の弁明もされているようであるが、仮に、当該弁明が真実であったとしても、支出先、支出内容が実績報告書に記載された内容とは異なっていることから、「偽り」の「手段により補助金の交付を受けたとき」に該当することを否定するものではないと考える。

2 金額変更に対する裁量権の行使について

以上のとおり、本件における補助事業者は、本件交付要綱第13条第1項第1号に該当する行為をしたものと考えられるが、本件交付要綱第13条第1項は、「区長は、・・・補助金の交付決定金額の全部又は一部を変更することができる」と規定していることから、文理上、交付決定額の変更権の行使は区長の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そこで、本件に関し、区長が、交付決定額の変更権を行使すること、又は、行使しないことが、それぞれ、合理的な裁量の範囲内であるか否かが問題となる。

以下、それぞれについて、検討する。

(1) 変更権を行使することが合理的な裁量の範囲内であるか否かについて

補助金の交付対象につき、本件交付要綱第3条は、「補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表第2の1及び3に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。ただし、別表第2の2及び4に掲げる経費は除く。」と規定し、かつ、本件実施細目第4条第1項では、「要綱第3条に規定する『区長が特に必要かつ適当と認めるもの』とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。」と規定していることから、補助金は、①別表第2の1及び3に掲げる経費（補助対象経費）であって、②使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる費用に対して交付されるということになる。

これを本件についてみると、本件水増分経費は、その支出の詳細が不明であることから、別表第2の1及び3に掲げる経費に該当するか否かが明らかではない（上記①を満たさない）。また、本件領収書には、本件水増分経費の実際の使途等が記載されておらず、その他本件水増分経費に対応する真正の領収書も提出されていないことから、使途、単価、規模等が明らかであることを確認することもできない（上記②を満たさない）。

よって、本件水増分経費は、上記①及び②の要件を満たさず、補助金の交付対象にはならないといえる。そして、本件水増分経費が補助金の交付対象に

ならない以上、区長が、交付金額を（少なくとも）本件水増経費を除外した金額に減額変更することは、合理的な裁量権の範囲であると考ええる。

(2) 変更権を行使しないことが合理的な裁量の範囲内であるか否かについて支給した補助金が他用途に支出されたことを原因として、市長に対して不当利得返還請求を求めた仙台高裁平成 27 年 7 月 15 日判決（判自 405 号 13 頁）は、補助金返還に対する市長の裁量権に対し、「理由のない公金支出は公益に反することが明らかである以上、このような場合、上記状況を容認することが合理的な事由、あるいは、補助金の返還を求めることが交付先の資料等に照らして期待できない事由などの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由が存在しない限りは、被控訴人には、その返還を求めるべき責務があり、返還請求を行わないことについて裁量はないと解するのが相当である。」として、理由のない公金支出は公益に反することが明らかである以上、特段の事由がない限り、返還請求を行わないことについて裁量はないと判断している。

これを本件についてみると、本件は補助金が他用途に支出された事案ではないものの、補助対象経費に該当しない金額部分に対して支給されたものであり、理由のない公金支出である点で上記仙台高裁の事案と同じ利益状況にあるといえる。

よって、上記仙台高裁の判断に照らし、本件においても、特段の事情がない限り、市長が、水増分経費が存在するにも関わらず交付決定金額の変更権を行使しない場合には、合理的な裁量の範囲を逸脱するものと考ええる。

3 結論

以上のとおり、本件における補助事業者の行為は、本件交付要綱第 13 条第 1 項第 1 号に該当するものと考えられ、よって、区長が、補助金交付金額を（少なくとも）本件水増分経費を除外した金額に変更することは合理的な裁量権の範囲であり、逆に、特段の事由がない限り、区長が交付決定金額の変更権を行使しない場合には、合理的な裁量の範囲を逸脱するものと考ええる。

第 2 補助金支給決定額の変更に基づく返還請求額について

上記のとおり、本件水増分経費はそもそも補助金の交付対象にはならない以上、補助金の交付決定額の変更権を行使しないことは合理的な裁量の範囲内ではないと考えられ、よって、区長は本件交付要綱第 13 条に基づき交付金額を、少なくとも本件水増分経費に対応する金額について減額変更すべきことになる。

もっとも、本件交付要綱第 13 条の文言上、変更額の決定も区長の裁量によるものであるようにも読み得ることから、その場合には、本件水増分経費

に対応する金額のみならず、全額を減額変更する決定もなし得ることになる。

よって、①変更額の決定は区長の裁量によるものか否か、②仮に、裁量によるものと解した場合、本件において、本件水増分経費に対応する金額にとどまらず、全部を変更とすること（つまり、補助金の交付なしとすること）が合理的な裁量の範囲内であるか否かが問題となる。

以下、上記①及び②につき、それぞれ検討する。

1 上記①について

本件交付要綱上、補助金の交付決定額が如何に算出され確定されるかについてみると、前述のように本件交付要綱第3条及び本件実施細目第4条第1項では、用途、単価、規模等が明らかであることが確認できる補助対象経費について予算の範囲で補助金を交付する旨を定め、本件実施要綱第4条では1事業当たりの補助金の金額の上限等について定めている。そして、本件実施要綱第9条では、補助事業者は、補助事業が完了したとき等に、必要な書類等が添付された杉並区商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告書を区長宛てに提出することを定め、同要綱第10条では、当該実績報告書の内容を確認等した上で、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する旨が規定されている。

このように、補助金の交付決定額の算出・確定に関する規定によれば、補助金交付決定額は、補助金交付申請書及び実績報告書（いずれも添付資料を含む）並びに必要に応じてなされる実地調査によって客観的に算出されるものといえ、したがって区長の裁量によらず決定されるものと解される。そうすると、本件のように、補助金交付申請書及び実績報告書（いずれも添付資料を含む）の偽装等を原因として補助金交付決定額を変更する場合においても、当該変更額は、区長の裁量ではなく、客観的に算出されると解する方が整合的である。

このように、本件交付要綱上の補助金の交付決定額の算出構造との整合性から解釈すれば、本件実施要綱第13条1項に基づく交付決定額の変更は、区長の裁量によるものではないと解しうる。

2 上記②について

仮に、本件交付要綱第13条1項の解釈上、変更額の決定についても区長に裁量権があると解した場合であっても、当該裁量権の行使は合理的な裁量の範囲内であることが必要である。そして、合理的な裁量の範囲内か否かについては、一般に、行政法における一般原則である「比例原則」が適用されるものと解されている（最高裁昭和39年6月4日判決・民集18巻5号745頁）。ここで「比例原則」とは、目的達成のために必要な場合であって、かつ、目的と手段とが相応していなければならないとする考え方である。

これを本件についてみると、本件補助金全部（平成 26 年度ないし 30 年度までの補助金額合計は 34,040,000 円。令和元年 7 月 25 日付杉並区長記者会見資料「商店会による補助金不正受給について」より。）の決定を変更し還付させる場合、本件水増分経費以外の補助金相当額は既にイベント事業の経費として費消されており、よって、商店会が自己の財産より出捐することになるが、その金額は 32,870,000 円と多額（本件水増分経費に対する自己出捐割合は 29 倍）であり、商店会における負担は非常に大きい。また、このような全額変更の前例による今後の補助金申請に対する萎縮効果は否定できず、その結果、本件交付要綱が必要な補助金を交付することにより達成しようとしている「広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与すること」（第 1 条）という目的達成を阻害することにもなりかねない。

一方、区長が全部変更によって達成しようとする目的として再発防止が考えられるが、例えば、本件水増分経費の発生原因及び態様を考慮した上で、本件交付要綱第 6 条及び第 10 条に定める現地調査等を強化するとか、補助事業者から提出させる実績報告書等を厳格化する等の代替措置によっても達成しうるものと考えられる。

よって、再発防止という目的のみでは、全額変更による弊害の方が大きく、目的を達成する手段とが相応していないものとも考え得るのであり、再発防止以外に補助金を全額返還させるだけの不利益に相応するような目的が無い場合には、比例原則に反し、合理的な裁量の範囲を超えると解する余地は否定できない。

3 結論

以上のとおり、本件水増分経費はそもそも補助金の交付対象にならない以上、区長は本件交付要綱第 13 条に基づき少なくとも本件水増分経費に対応する金額について交付決定額を減額変更すべきことになる。

一方、当該金額を超えて全額変更し得るか否かについては、そもそも、本件交付要綱上の補助金の交付決定額の算出構造との整合性から解釈すれば、本件実施要綱第 13 条 1 項に基づく交付決定額の変更は、区長の裁量によるものではないと解し得るし（上記①）、仮に、裁量権があると解したとしても、再発防止以外に補助金を全額返還させるだけの不利益に相応するような目的が無いような場合には、合理的な裁量の範囲を超えると解する余地は否定できないと考える（上記②）

(資料16) 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱

東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱

- 14産労商地第1643号
平成15年3月26日
- 一部改正 15産労商地第1769号
平成16年3月10日
- 一部改正 16産労商地第2013号
平成17年3月30日
- 一部改正 17産労商地第1914号
平成18年3月28日
- 一部改正 18産労商地第1814号
平成19年3月30日
- 一部改正 19産労商地第2310号
平成20年3月14日
- 一部改正 20産労商地第1877号
平成21年3月19日
- 一部改正 21産労商地第2056号
平成22年3月1日
- 一部改正 22産労商地第2269号
平成23年3月11日
- 一部改正 23産労商地第2504号
平成24年3月1日
- 一部改正 24産労商地第833号
平成24年7月10日
- 一部改正 24産労商地第2546号
平成25年3月4日
- 一部改正 25産労商地第2550号
平成26年3月19日
- 一部改正 26産労商地第824号
平成26年6月22日
- 一部改正 26産労商地第2428号
平成27年3月31日
- 一部改正 27産労商地第2372号
平成28年2月23日
- 一部改正 28産労商地第2153号
平成29年3月30日
- 一部改正 29産労商地第2260号
平成30年3月29日

(通 則)

第1条 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条

(1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会
- ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所

(2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会
- ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

(4)「法人化商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街であつて、新たに設立されたものをいう。

(5)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等に補助を行う区市町村をいう。

(6)「商店街等が行う事業」とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 内容が経常的な性格を有する事業

- イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
 - ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
 - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
- (7)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
 - イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
 - ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
 - エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める行事に係る事業
- (8)「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、知事が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。
- (9)「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会、商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (10)「多言語対応事業」とは、活性化事業のうち、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (11)「小額支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1)「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (2)前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助

対象経費の2分の1以内の額とする。

- (3) 前2号にかかわらず、第3条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が20万円未満である場合においては、20万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (4) 「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が5千万円未満である場合においては、5千万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (5) 前号にかかわらず、「活性化事業」において、法人化商店街が事業を実施する場合には、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額7千5百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の5分の3の額が7千5百万円未満である場合においては、7千5百万円を当該5分の3と読み替えた額とする。
- (6) 前2号にかかわらず、第3条第2号ウに規定する商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額1千万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が1千万円未満である場合においては、1千万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (7) 前3号にかかわらず、第3条第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額20万円以内のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が20万円未満である場合においては、20万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (8) 「多言語対応事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額5百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の5分の3の額が5百万円未満である場合においては、5百万円を当該5分の3と読み替えた額とする。
- (9) 「組織力強化事業」については、補助対象経費の12分の7以内の額又は補助限度額2千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の11分の7の額が2千万円未満である場合においては、2千万円を当該11分の7と読み替えた額とする。
- (10) 「イベント事業」又は「活性化事業」を合わせて行う場合において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第9号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (11) 複数の商店街等が共同又は協力をして「イベント事業」又は「活性化事業」を行う場合において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第9号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。

(12)「小額支援事業」については、補助対象経費の9分の5以内の額又は55万5千円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の8分の5の額が、55万5千円未満である場合においては、55万5千円を当該8分の5の額と読み替えた額とする。

2 補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1)「イベント事業」及び「活性化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。
- (2)前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。
- (3)前2号にかかわらず、法人化商店街が実施する「活性化事業」については、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額とする。
- (4)「多言語対応事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額とする。
- (5)「組織力強化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の7分の4以上の額を加えた額とする。
- (6)「小額支援事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の5分の3以上の額を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。

4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、商店街等が行う事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(商店街等が行う事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、商店街等が行う事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街等に間接補助金（補助事業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

2 前項に関わらず、補助事業者は事業の円滑な遂行のため必要と認める場合については、商店街等に対して概算払を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、原則、商店街等が行う事業の実施が完了した月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又は第7条第3項に規定する額のいずれか

低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

第15条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第8により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 第1項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、商店街等が行う事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(間接補助金に付すべき条件)

第20条 補助事業者は、商店街等に間接補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
 - (2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
 - (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、補助事業者の承認を受けなければならないものとする。
 - (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付しなければならないこと。
 - (5) 商店街等が行う事業の完了後、補助事業者から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街等が行う事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。
- 2 補助事業者は、商店街等が前項の規定に違反した場合は、書面等により速やかに都に報告しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第21条 補助事業者は、知事が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第9による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

(検査)

第22条 補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第23条 第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第24条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

- 第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

- 第26条 非常災害等による被害を受け、商店街等が行う事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(補助事業者の事務処理)

- 第27条 補助事業者は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 間接補助金に係る補助要綱等を整備すること。
 - (2) 補助金の交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業については、この限りでない。
 - (3) 商店街等が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めるとともに、その内容について疑義があるときは速やかに知事に協議すること。
 - (4) 商店街等に対し、東京都の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
 - (5) 商店街等に対し、共催による事業を奨励するよう努めること。

(その他)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条第9号関係）商店街等が行う事業

1 イベント事業

(1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③スタンプラリー、ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市
(2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント ①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
(3)地域福祉、健康に資するイベント ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
(4)防災防災や生活安全に資するイベント ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

* イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* イベント事業は、1商店街当たり1カ年度に2回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から3カ年度に限り、1商店街当たり1カ年度に3回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。なお、第3条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1カ年度に1回までとする。

* 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

(1)施設を整備する事業 ①街路灯整備、改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備、改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計
(2)IT機能の強化を図るための事業 ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備
(3)顧客利便機能の強化を図るための事業 ①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置
(4)コミュニティ機能の強化を図るための事業 ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）
(5)組織力、経営力の強化を図るための事業 ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

* 活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* 第3条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、1カ年度に1回までとする。

別表2（第4条関係）

1 イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

* 1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

2 イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	

3 活性化事業の補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
IT機能の強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物賃借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る人件費) 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。 月額15万円を限度とする。
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

* 1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

* 空き店舗活用事業における建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のための賃借料又は人件費いずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

4 活性化事業の補助対象外となる経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした 修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料 は除く
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用の時間給、専門家等に対する 謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費の とおり

(資料 17) 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱 実施細目

東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱実施細目

	14 産労商地第1643号
	平成15年3月26日
一部改正	16 産労商地第2013号
	平成17年3月30日
一部改正	17 産労商地第1914号
	平成18年3月28日
一部改正	19 産労商地第2310号
	平成20年3月14日
一部改正	20 産労商地第1877号
	平成21年3月19日
一部改正	21 産労商地第2056号
	平成22年3月1日
一部改正	22 産労商地第2378号
	平成23年4月1日
一部改正	23 産労商地第2504号
	平成24年3月1日
一部改正	24 産労商地第833号
	平成24年7月10日
一部改正	24 産労商地第2546号
	平成25年3月4日
一部改正	25 産労商地第2550号
	平成26年3月19日
一部改正	26 産労商地第2428号
	平成27年3月31日
一部改正	27 産労商地第3110号
	平成28年4月1日
一部改正	28 産労商地第2154号
	平成29年3月30日
一部改正	29 産労商地第2261号
	平成30年3月29日

- 1 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条関係
- (1) 第3条第2号イに規定する「事業協同組合」については、同条第2号ウに該当するものとする。
 - (2) 第3条第2号ウ（エ）に規定する「会則等」については、会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿とする。
 - (3) 第3条第6号の規定に係る別表1に例示する「2活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「改修」とは、法定耐用年数を満了した既存施設について、当該施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改良及び商店街活性化に資する改良とし、経常的経費のみや機

能維持のみの事業は対象としない。

イ 「空き店舗等を活用した事業」とは、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。

(4) 第3条第6号アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。

(5) 第3条第12号に規定する「小額支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

ア 当該年度において、同条第7号から同条第11号までに規定する事業及び東京都地域連携型商店街事業について補助金の交付申請を行う場合又は前年度において、同補助金の交付を受けた場合は、本事業の間接補助金の交付申請を行うことはできないものとする。

イ 本事業の間接補助金の交付申請は、年度内において1商店街当たりイベント事業及び活性化事業各々1回までとする。なお、同一商店街が交付申請を行うことができるのは、継続した2カ年までとする。

ウ 共催による実施はアの要件を満たした商店街同士の申請に限り認めるものとする。

エ 「防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて」とは、地域実情又は商店街の立地・環境に鑑み、当該区市町村が相応しいと判断できる場合をいう。

オ 「小規模な事業」とは、総事業費100万円以下の事業をいう。

2 要綱第4条関係

(1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

3 要綱第5条関係

(1) 第5条第2項第2号に規定する「同額の3分の1以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の1の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(2) 第5条第2項第3号に規定する「同額の3分の2以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の2の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(3) 第5条第2項第4号に規定する「同額の3分の2以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の2の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(4) 第5条第2項第5号に規定する「同額の7分の4以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の7分の4の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(5) 第5条第2項第6号に規定する「同額の5分の3以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の5分の3の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

4 要綱第6条関係

第6条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱等をいう。

5 要綱第13条関係

第13条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる書類の写し
- イ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
- ウ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記2に係る書類

6 要綱第14条関係

第14条第2項に規定する「第5条第1項の規定により算出する額」は、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。

7 要綱第15条関係

第15条第1項に規定する「知事が特に必要があると認める経費」とは、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合をいう。

8 要綱第21条関係

(1) 第21条第1項に規定する「知事が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過した日とする。

(2) 第21条第1項に規定する「承認をしようとする場合」は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

耐用年数表（抜粋）

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯、ガードレール）	10年
事務機器及び通信機器（電子計算機〈パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）〉）	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年